

会員規約(一般法人用)

第1章 総則

第1条 (法人会員とカード使用者)

- 株式会社おきぎんジェーシーピー（以下「当社」という。）および株式会社ジェーシーピー（以下「JCB」という。）が運営するカード取引システム（以下「JCBカード取引システム」という。）に当社およびJCB（以下「両社」という。）所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、会員区分を指定して申し込まれた官公庁、法人、社団、財団もしくはその他の団体（以下総称して「法人等」という。）または個人で事業を営む方（以下「個人事業主」という。）で両社が審査のうえ入会を承認した法人等または個人事業主を法人会員といいます。また、個人事業主である法人会員を個人事業主会員といいます。
- カード（第3条第1項に定めるものをいう。以下同じ。）の使用者として法人会員によって指定され、かつ本規約を承認のうえJCBカード取引システムに申し込まれた個人の方で、両社が審査のうえ入会を承認した方をカード使用者といいます。また、カード使用者のうち、法人等を代表する権限のある方を代表使用者といいます。
- 法人会員と代表使用者を併せて支払責任者といいます。
- 法人会員とカード使用者を併せて会員といいます。
- 個人事業主会員自身がカード使用者となったときは、当該個人事業主は、本規約に定められた法人会員としての責任およびカード使用者としての責任の双方を負うものとします。
- 法人会員は、カード使用者（ただし、個人事業主会員自身を除く。以下本項において同じ。）に対し、法人会員に代わってカード（当該カードのカード番号を含む。以下同じ。）を使用して、本規約に基づくカード利用（ショッピング利用（第22条に定めるものをいう。以下同じ。）、第5条の2第4項に定めるWEBサービス等および第6条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいう。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用等をすることが可能となった場合には、当該行為を含む。以下同じ。）を行う一切の権限（以下「本代理権」という。）を授与します。なお、法人会員は、カード使用者に対する本代理権の授与について、撤回、取消または消滅事由がある場合は、第33条第4項所定の方法によりカード使用者によるカード利用の中止を申し出るものとします。法人会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。
- 会員と両社との契約は、両社が入会を承認したときに成立します。
- 会員は、法人会員の営業のためにのみ、事業費の決済を利用目的としてカードを利用することができます。ただし、会員が本項に違反してカードを利用した場合であっても、法人会員および代表使用者は、当該利用について当然に支払義務を負うものとします。
- 会員には、ゴールド会員、一般会員等の区分があります。会員区分により、カードの利用可能枠、利用範囲、利用方法等が異なります。なお、会員区分は、法人会員が申し出、両社が審査のうえ承認した場合、変更することができます。
- カード使用者が両社に対し暗証番号の変更を申し出ない限り、会員区分の変更に伴い暗証番号は変更となりません。なお、カード使用者が両社に対し暗証番号の変更を申し出た場合であっても、当社が暗証番号として不適切と判断した場合には、暗証番号は変更となりません。
- 法人会員が新たに別の会員区分を指定して両社または両社以外のJCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社に入会を申し込んだ場合は、両社に対する会員区分の変更の申し出があったものとして取り扱われることがあります。暗証番号は第8条第1項を準用するものとします。
- 会員区分が変更になった場合、変更後の会員区分に応じて当社が定めた利用可能枠、利用範囲、利用方法、付帯サービスの内容・条件その他の条件が適用されます。また、利用中の機能・サービス等が引き継がれないことがあります。

第2条 (支払責任および連絡責任者)

- 法人会員および代表使用者は、会員によるカード（第3条第2項に定めるカード情報を含む。）の利用代金その他本規約において法人会員または支払責任者が負担するとされる一切の債務について連帯して当該債務を負担するものとし（民法第436条）、法人会員および代表使用者のいずれか一方に対する履行の請求は、請求を受けていない他の者に対しても、その効力を生じるものとします。
- 代表使用者は、法人等の代表権またはカード使用者の資格を喪失した場合であっても、当該代表使用者とは別の個人が両社の承認を得て代表使用者とならない限り、前項の支払責任者としての一切の債務を継続して負担するものとします。
- 第1条第6項に基づき本代理権を授与されたカード使用者のカード利用はすべて法人会員の代理人としての利用となり、当該カード利用に基づく一切の支払債務は法人会員に帰属し、カード使用者（ただし、個人事業主会員自身を除く。）はこれを負担しないものとします。また、法人会員は、自ら本規約を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもってカード使用者（ただし、個人事業主会員自身を除く。）をして本規約を遵守させる義務を負うものとします。
- 連帯保証人は、本規約に基づき法人会員が当社に対して負担する一切の債務について、当社に対し、法人会員と連帯して債務履行の責任を負うものとします。
- 法人等または個人事業主は、入会申込書に記載すべき事項等について当社から確認を行うための連絡責任者を、両社所定の入会申込書等に記載し、当社に提出するものとします。
- 本規約において特に定める場合を除き、第1項に基づき法人会員および代表使用者が連帯して負担する債務については、民法の連帯債務に関する規定が適用されるものとします。

第3条 (カードの貸与およびカードの管理)

- 当社は、会員に対し、両社が発行するクレジットカード（以下「カード」という。）を貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード（以下「ICカード」という。）を含みます。また、カード使用者は、カードを貸与されたとき、カードに署名欄（サインパネル）がある場合は、直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。
- カードの券面またはカード使用者本人のみが閲覧できる画面等には、以下の情報の全部または一部が表示されています。
 - カード使用者の氏名
 - カード番号およびカードの有効期限（以下併せて「カード番号等」という。）
 - セキュリティコード（カード裏面に印字される場合には、署名欄（サインパネル）に印字される7桁の数値のうち下3桁または「SECURITY CODE」との表記で印字される3桁の数値をいう。カード番号等とセキュリティコードを併せて「カード情報」という。）
- 非対面取引等においては、カードを提示することなくカード情報の全部または一部によりショッピング利用をすることができますので、第三者によるカード情報の悪用等を防止するため、会員は、次項に基づき、善良なる管理者の注意をもって、カード情報を管理するものとします。
- カードの所有権は当社にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し管理しなければなりません。また、カードおよびカード情報は、カード使用者本人以外は使用できないものです。会員は、他人に対し、カードを貸与、預託、譲渡もしくは担保提供すること、またはカード情報を預託もしくは使用させることを一切してはなりません。

第4条 (カードの再発行)

- 両社は、カードの紛失、盗難、破損、汚損等またはカード情報の消失、不正取得、改変等の理由により会員が希望し、両社が審査のうえ承認した場合、カードを再発行します。この場合、支払責任者は当社所定の再発行手数料を支払うものとします。
- 両社は、両社におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、カード番号の変更ができるものとし、会員は予めこれを承認します。

第5条 (カードの機能)

- 会員は、本規約に定める方法、条件によりカードを使用することによって第3章（ショッピング利用）に定める機能を利用することができます。

きます。

2.ショッピング利用は、会員が加盟店（第22条に定めるものをいう。以下同じ。）から商品・権利を購入し、または役務の提供を受けることの代金につき、会員が当社に対して、加盟店に対する支払いを会員に代わって行うことを委託することができる機能です。当社は、会員に対して、会員からの委託に基づき、加盟店に対して、代金を支払うサービスを提供します。

第5条の2 (WEBサービス等)

- 両社が本規約に基づき提供するサービスの一部には、両社所定のWEBサービスである「MyJCB」および両社所定のオンライン本人認証サービス（インターネット等によるオンライン取引等に際し、パスワードの入力その他の両社所定の方法による本人認証を行うサービスをいう。）である「J/Secure(TM)」（以下、併せて「MyJCB等」という。）を用いたサービスが含まれ、原則として全ての会員は、MyJCB等（ただし、法人会員についてはMyJCB）に利用登録されるものとします。
- MyJCB等の利用に関しては、両社が別途定める「MyJCB利用者規定」および「J/Secure(TM)利用者規定」が適用されるものとします。
- カード使用者が「MyJCB」および「J/Secure(TM)」を利用しない場合（「MyJCB」または「J/Secure(TM)」の利用登録がなされていない場合を含みます。）、カード使用者はオンライン取引によるショッピング利用ができる場合があります。
- 会員は、両社が認める場合、当社が別に定めるところに従い、MyJCB等以外のWEBサービス（「MyJチェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。以下、MyJCB等とその他のWEBサービスとを併せて「WEBサービス等」という。）の登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。なお、法人会員とカード使用者ではWEBサービス等のうち利用できる機能が異なります。
- カード使用者は、Eメールアドレスもしくは携帯電話番号またはそれらの両方を保有している場合には、両社所定の方法により、それらを届け出るものとし、両社、JCBまたは当社から送信されるEメールまたはショートメッセージを速やかに受信し確認することが可能な状態を維持するものとします。なお、ショートメッセージは、両社が別途定める日より送信されるものとし、それまではEメールによる送信のみとなります。
- カード使用者は、両社に届け出たEメールアドレスまたは携帯電話番号を変更する場合、直ちに両社所定の届出を行うものとします。
- カード使用者が前二項に違反したことにより、会員に生じた損害について、両社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。

第6条 (付帯サービス等)

- 会員は、第3章に明示的に列挙される機能・サービスとは別に、当社、JCBまたは当社もしくはJCBが提携する第三者（以下「サービス提供会社」という。）が提供するカード付帯サービスおよび特典（以下「付帯サービス」という。）を利用することができます。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については、当社が書面その他の方法により通知または公表します。
- 付帯サービスはカードの種類によって異なります。会員は、付帯サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、付帯サービスを利用できない場合があることを予め承認します。
- 会員は、付帯サービスを利用するため、カード使用者がカード（第3条に定めるものをいい、当該カードの種類やカード番号等を確認できないETCカード等またはモバイル端末等は含まない。）をサービス提供会社または加盟店等に提示することを求められる場合または加盟店でのカードによるショッピング利用を求められる場合があります。その他、会員は、付帯サービスを利用する場合、当社、JCBまたはサービス提供会社所定の方法に基づき、サービスを利用するものとします。
- 会員は、当社、JCBまたはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当社、JCBまたはサービス提供会社が付帯サービスおよびその内容を変更することを予め承認します。

第7条 (カードの有効期限)

- カードの有効期限は両社が指定するものとし、カードの券面またはカード使用者本人のみが閲覧できる画面等に表示された年月の末日までとします。
- 両社は、カードの有効期限までに退会の申し出のない会員で、両社が審査のうえ引き続き会員と認める方に対し、有効期限を更新した新たなカード（以下「更新カード」という。）を発行します。

第8条 (暗証番号)

- カード使用者は、カードの暗証番号（4桁の数字）を両社に登録するものとします。ただし、カード使用者からの申し出のない場合、または当社が暗証番号として不適切と判断した場合には、当社が所定の方法により暗証番号を登録し通知します。
- カード使用者は、暗証番号を新規登録または変更する場合、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の使用を避けるものとします。推測されやすい番号等を使用したことにより生じた損害に対し、両社は一切の責任を負わないものとします。会員は、暗証番号を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、その使用はすべて当該カードを貸与している会員による使用とみなし、その利用代金はすべて支払責任者の負担とします。ただし、登録された暗証番号の管理につき、会員に故意または過失がないと両社が認めた場合には、この限りではありません。
- カード使用者は、当社所定の方法により申し出ることにより、暗証番号を変更することができます。ただし、ICカードの暗証番号を変更する場合は、カードの再発行手続きが必要となります（両社が特に認めた方法で変更する場合はこの限りではありません。）。

第9条 (年会費)

支払責任者は、当社に対し別に定める期日に所定の年会費を支払うものとします。ただし、年会費が該当日に支払われなかった場合には、翌月以降の当社が定める日に請求されることがあります。なお、すでにお支払い済みの年会費は、退会または会員資格を喪失した場合でもお返ししません。

第10条 (届出事項の変更)

- 会員が両社に届け出た法人会員に係る法人名、法人代表者、代表使用者、連帯保証人、事業内容、実質的支配者、所在地、電話番号およびお支払い口座（第27条に定めるものをいう。）、Eメールアドレス等、個人事業主会員に係る国籍、在留情報（個人事業主会員が外国人である場合の在留資格、在留期間等をいう。）、ならびにカード使用者に係る氏名、住所、電話番号、暗証番号、Eメールアドレス等（以下「届出事項」という。）について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。また、両社が会員に対して、会員の届出内容（変更に関する内容を含む。）を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。
- 前項の変更届出がなされていない場合といえども、両社は、それぞれ適法かつ適正な方法により取得した会員情報その他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、当該変更内容に係る前項の変更届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は、両社の当該取り扱いにつき異議を述べないものとします。また、会員は、両社が届出事項の変更の有無の確認を求めた場合には、これに従うものとします。
- 第1項の届け出がないため、当社からの通知または送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、第1項の変更の届け出を行わなかったことについて、やむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

第11条 (取引時確認等)

- 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認（本人特定事項等の確認をいう。）が当社所定の期間内に完了しない場合、その他同法に基づき必要と当社が判断した場合は、当社は入会を断ること、カード利用を制限することおよび会員資格を喪失させることができます。
- 両社は、会員が入会した後、会員が両社に申告または届け出た情報等やカード利用に関する具体的な取引の内容等を適切に把握するため、会員に対して各種確認や資料の提出を求める場合があります。この場合、会員は正当な理由なく、両社の求めに応じることを拒絶または

遅延してはならないものとします。

第11条の2（反社会的勢力の排除）

1. 法人会員、法人会員として入会を申し込みされた法人等および個人事業主（以下総称して「法人会員等」という。）ならびにカード使用者およびカード使用者として入会を申し込みされた方（以下併せて「カード使用者等」といい、「法人会員等」と「カード使用者等」を併せて「会員等」という。）は、会員等、法人会員等の役員・顧問・従業員または法人会員等を実質的に支配しもしくは法人会員等の経営に影響力を行使できる者が暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者（以下、上記の9者を総称して「暴力団員等」という。）、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者（以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを確約するものとします。
2. 当社は、会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員等によるカードの入会申込みを謝絶し、本規約に基づくカード利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。カード利用を一時停止した場合には、会員等は、当社が利用再開を認めるまでの間、カード利用を行うことができないものとします。また、当社は、会員が前項の規定に違反していると認めた場合には、第32条第1項(6)に基づき支払責任者の期限の利益を喪失させ、第33条第3項(5)、(6)の規定に基づき会員資格を喪失させます。
3. 前項の規定の適用により、会員等に損害等が生じた場合でも、会員等は当該損害等について両社に請求をしないものとします。
4. 第1項に定める「暴力団員等の共生者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。
 - (1)暴力団員等が、経営を支配していると認められる関係を有する者
 - (2)暴力団員等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
 - (3)自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不正に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
 - (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
 - (5)暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - (6)その他暴力団員等の資金獲得活動に乘じ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者

第11条の3（マネー・ローンダーリング等の禁止）

会員は、マネー・ローンダーリング、反社会的勢力（テロリストを含む。）に対して資金供与等をすること、または経済制裁関係法令その他の法令もしくは国際的な規制に抵触する行為（以下、これらを総称して「マネー・ローンダーリング等」という。）を遂行する目的で、またはマネー・ローンダーリング等を遂行する手段として、カードを利用してはならないものとします。

第12条（業務委託）

会員は、当社が代金決済事務その他の事務等をJCBに業務委託することを予め承認するものとします。

第2章 会員情報の取り扱い

第13条（会員情報の収集、保有、利用、預託）

1. 会員等は、両社が会員等の会員情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。
 - (1)本契約（本申し込みを含む。以下同じ。）を含む当社もしくはJCBまたは両社との取引に関する与信判断および与信後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩の会員情報を収集、利用すること。
 - ①法人名、法人代表者、カードの利用目的、事業内容、実質的支配者、所在地、電話番号、Eメールアドレス等、法人会員等が入会申込時および第10条等に基づき入会後に届け出た事項。
 - ②氏名、生年月日、性別、住所、電話番号（ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる）、Eメールアドレス等、カード使用者等が入会申込時および第10条等に基づき入会後に届け出た事項。
 - ③入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、会員等と両社の契約内容に関する事項。
 - ④会員のカードの利用内容、支払責任者の支払状況、会員からのお問い合わせ内容および与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程において両社が知り得た事項。
 - ⑤法人会員等が入会申込時および入会後に届け出た年商・損益等、当社またはJCBが収集した代表者等（第14条第1項に定めるもの）のクレジット利用・支払履歴。
 - ⑥犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が当社に提出した収入証明書類等の記載事項。
 - ⑦当社またはJCBが適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）。
 - ⑧電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。
 - ⑨インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が加盟店における購入画面等に入力した氏名、Eメールアドレス、電話番号、商品等送付先住所および請求先住所等の取引情報（以下「オンライン取引情報」という。）。
 - ⑩インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が当該オンライン取引の際に使用したパソコン、スマートフォンおよびタブレット端末等の機器に関する情報（OSの種類・言語、IPアドレス、位置情報、端末識別番号等）（以下「デバイス情報」という。）。
 - (2)以下の目的のために、前号①②③④⑤の会員情報を利用すること。ただし、会員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号④に定める営業案内等について当社またはJCBに中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。
 - ①カードの機能、付帯サービス等の提供。
 - ②当社もしくはJCBまたは両社のクレジットカード事業その他の当社もしくはJCBまたは両社の事業（当社またはJCBの定款記載の事業をいう。以下「両社事業」という場合において同じ。）における取引上の判断（会員等による加盟店申込み審査および会員等の家族または親族との取引上の判断を含む。）。
 - ③両社事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。
 - ④両社事業における宣伝物の送付または電話・Eメールその他の通信手段等の方法による、当社、JCBまたは加盟店その他の営業案内、および貸付の契約に関する勧誘。
 - ⑤刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供。
 - (3)本契約に基づく当社またはJCBの業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩の会員情報を当該業務委託先に預託すること。
 - (4)割賦販売法等に基づき第三者によるカード番号の不正利用の防止を図る業務を行うため、インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、オンライン取引情報とデバイス情報に含まれる本項①⑨⑩の個人情報を使用して本人認証を行うこと。

なお、当該分析の結果、当該非対面取引が第三者によるカード番号の不正利用である可能性が相対的に高いと判断された取引については、当社は会員らの財産の保護を図るため、追加の本人確認手続きを求めたり、当該非対面取引におけるショッピング利用を拒絶したりする場合があります。両社は当該業務のために、本項(1)⑨⑩の個人情報を不正検知サービスを運営する事業者に提供し、当該事業者から当該事業者が行った分析結果を受領します。また当該事業者は、会員によるオンライン取引完了後も当該個人情報を個人が直接特定できないような形式に置き換えたうえで一定期間保管し、当該事業者内において、当該事業者が提携する両社以外の組織向けの不正検知サービスにおける分析のためにも当該情報を使用します。詳細については、JCBのホームページ内のJ/Secure(TM)サービスに関する案内にて確認できます。

- 2.会員等は、当社、JCBおよびJCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社が、与信判断および与信後の管理、その他自己との取引上の判断のため、第1項(1)①②③④⑤の会員情報（第14条により個人信用情報機関からのみ取得された個人情報を除く。）を共同利用することに同意します（JCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社は次のホームページにて確認できます。<https://www.jcb.co.jp/r/riyou/>）。なお、本項に基づく共同利用に係る会員情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。
- 3.会員等は、当社またはJCBが会員情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」という。）が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)①②③④の会員情報を共同利用することに同意します（共同利用会社および利用目的は次のホームページにて確認できます。<https://www.jcb.co.jp/r/riyou/>）。なお、本項に基づく共同利用に係る会員情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。

第14条（個人信用情報機関の利用および登録）

- 1.代表使用者および代表使用者として入会を申し込まれた方（以下総称して「代表使用者等」という。）ならびに個人事業主会員および個人事業主会員として入会を申し込まれた方（以下総称して「個人事業主会員等」とい、「代表使用者等」と「個人事業主会員等」を併せて「代表者等」という。）は、当社が利用・登録する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者等（以下「加盟店員」という。）に対する当該情報の提供を業とするもの）について以下のとおり同意します。
 - (1)代表者等の支払能力の調査のために、当社が加盟する個人信用情報機関（以下「加盟店員信用情報機関」という。）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携個人信用情報機関」という。）に照会し、代表者等の個人情報が登録されている場合はこれを利用すること。なお、登録されている個人情報には、官報等において公開されている情報、登録された情報に關し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認資料の紛失・盗難等本人より申告された情報など、加盟店員信用情報機関および提携個人信用情報機関のそれぞれが収集し登録した情報が含まれます。
 - (2)加盟店員信用情報機関に、代表者等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が本規約末尾の「登録情報および登録期間」表に定める期間登録されることで、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟店員に、これらの登録に係る情報が提供され、自己の与信取引上の判断（代表者等の支払能力の調査または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、支払能力に関する情報については支払能力の調査の目的に限る。）のために利用されること。
 - (3)前号により加盟店員信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟店員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟店員における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟店員信用情報機関および当該機関の加盟店員が個人情報を相互に提供し、利用すること。
- 2.2006年3月30日までに入会されたカード使用者等は、カード使用者等の入会時の同意に基づき、加盟店員信用情報機関にカード使用者等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が登録されている場合は、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟店員がカード使用者等の支払能力調査のためにこれを利用することを引き続き承認します。
- 3.加盟店員信用情報機関および提携個人信用情報機関は、本規約末尾に記載の個人信用情報機関とし、各加盟店員信用情報機関に登録する情報は本規約末尾の「登録情報および登録期間」表に定める事実とします。なお、当社が新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。

第15条（会員情報の開示、訂正、削除）

- 1.会員等は、当社、JCB、JCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社、共同利用会社および加盟店員信用情報機関に対して、当該会社および機関がそれぞれ保有する自己に関する会員情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。
 - (1)当社に対する開示請求：本規約末尾に記載の当社相談窓口へ
 - (2)JCB、JCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社および共同利用会社に対する開示請求：本規約末尾に記載のJCB相談窓口へ
 - (3)加盟店員信用情報機関に対する開示請求：本規約末尾に記載の各加盟店員信用情報機関へ
- 2.万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、両社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第16条（会員情報の取り扱いに関する不同意）

- 両社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本章に定める会員情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。ただし、第13条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または同④に定める当社、JCBまたは加盟店等の営業案内等に対する中止の申し出があつても、入会を断ることや退会の手続きをとることはありません。（本条に関する申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。）

第17条（契約不成立時および退会後の会員情報の利用）

- 1.両社が入会を承認しない場合であつても入会申込をした事実は、承認をしない理由のいかんにかかわらず、第13条に定める目的（ただし、第13条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める当社、JCBまたは加盟店等の営業案内等を除く。）および第14条の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
- 2.第33条に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第13条に定める目的（ただし、第13条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める当社、JCBまたは加盟店等の営業案内等を除く。）および開示請求等に必要な範囲で、法令等または両社が定める所定の期間会員情報を保有し、利用します。

第3章 ショッピング利用

第18条（標準期間）

本規約において標準期間とは、前月16日から当月15日までをいいます。

第19条（利用可能枠）

- 1.当社は、法人会員につき、商品ごとの利用可能枠として、次の利用可能枠を審査のうえ決定します（商品ごとの利用可能枠を総称して「機能別利用可能枠」という。）
 - ①ショッピング1回払い利用可能枠
 - ②ショッピング2回払い利用可能枠
- 2.前項①②の機能別利用可能枠のうち最も高い金額が、カード全体の利用可能枠（以下「総枠」という。）となります。機能別利用可能枠および総枠を総称して、利用可能枠といいます。
- 3.当社は、会員のカード利用状況および支払責任者の信用状況等に応じて、審査のうえ利用可能枠を増額または減額することができるものとします。ただし、法人会員より増額を希望しない旨の申し出があった場合は増額しません。
- 4.当社は、法人会員からの申し出に基づき、審査のうえ、会員のカード利用状況、支払責任者の信用状況および法人会員が増額を希望する

理由その他の事情を考慮して、一時的に利用可能枠を増額する場合があります。この場合、当社が設定した増額期間が経過することにより、当社からの何らの通知なく、増額前の利用可能枠に戻ります。なお、当社は法人会員からの申し出の都度、利用可能枠の一時的な増額を認めるか否か審査します。

5. 法人会員が当社から複数枚のJCBカード（当社が発行する両社所定のクレジットカード等をいい、当該カードに係るカード情報を含む。以下同じ。）の貸与を受けた場合、それら複数枚のJCBカード（ただし、一部のJCBカードは除く。）全体における利用可能枠は、原則として各カードごとに定められた利用可能枠のうち最も高い金額（以下「総合与信枠」という。）となり、それら複数枚のJCBカードにおける利用可能枠の合計金額にはなりません。なお、総合与信枠の金額にかかわらず、各JCBカードにおける利用可能枠は、当該JCBカードについて個別に定められた金額となります。

第20条（利用可能な金額）

1. 会員は、以下の各号のうち最も低い金額の範囲内でカードを利用することができるものとします。なお、本項から第3項の定めは、ショッピング利用のすべてに適用されます。
 - (1) 会員が利用しようとする商品の機能別利用可能枠から当該機能別利用可能枠に係る利用残高を差し引いた金額。
 - (2) 総枠から会員の全利用残高を差し引いた金額。
2. 前項の利用残高とは、会員のカード利用に基づき当社に対して支払うべき金額（約定支払日が到来しているか否かを問わない。また、遅延損害金は除く。）で、支払責任者が未だ当社に対して支払いを済ませていない金額をいい、法人会員分とすべてのカード使用者分を合算した金額をいいます。
3. 第1項、第2項にかかわらず、法人会員が当社から複数枚のJCBカードの貸与を受け前条第5項の適用を受ける場合、第1項の利用残高は、法人会員が保有するすべてのJCBカードの利用残高を合算した金額となります。
4. 支払責任者は、利用可能枠を超えてカードが利用された場合についても当然に支払義務を負うものとします。
5. 会員が、前条第1項②の機能別利用可能枠を超えてショッピング2回払いによるショッピング利用をした場合、当該機能別利用可能枠を超えた利用はショッピング1回払いを指定したものと同様に取り扱われます。

第21条（利率の計算方法等）

1. 遅延損害金の利率の計算方法については、本規約において別途定める場合を除き、1年を365日（うるう年は366日）とする日割方式とします。
2. 当社は金融情勢の変化等により、本規約およびその他の諸契約に基づくカード利用に係る遅延損害金の利率を変更することができます。

第22条（ショッピングの利用）

1. 会員は、JCB、JCBの提携会社およびJCBの関係会社の認める国内および国外のJCBカードの取扱加盟店（以下「加盟店」という。）において、本条第2項から第5項に定める方法または両社が特に認める方法により、本条その他両社所定の定めに従い、会員と加盟店との間で直接現金決済を行わずに、加盟店に対する支払いを当社に対して委託することにより、加盟店から商品もしくは権利を購入し、または役務の提供等を受けることができます（以下「ショッピング利用」という。）。カード使用者が加盟店においてカードを利用したことにより、会員の加盟店に対する支払いにつき、会員が当社に対して弁済委託を行ったものとみなし、当社は、自らまたは第三者を介して、加盟店に対して、会員に代わって立替払いを行います。
2. 会員は、カード使用者が加盟店の店頭（自動精算機の場合を含む。）において、JCB所定の方法により、カードを提示し、または非接触ICカード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、原則として加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力することによりショッピング利用を行うことができます。なお、JCBが認める場合には、加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力にかえて、カードの署名と同じ署名を行うこと、またはその他の所定の手続きを行うことにより、端末機への暗証番号の入力を省略して、ショッピング利用ができることがあります。
3. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを送信する方法その他両社が別に定める方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、カード使用者はカードの提示および暗証番号の入力を省略することができます。
4. 両社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、ショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、暗証番号の入力または、売上票への署名等（以下「暗証番号入力等」という。）を行い、残額（暗証番号入力等を行った後、利用が判明した代金を含む。）についてはカードの提示、暗証番号入力を省略することができます。
5. 通信料金等両社所定の継続的役務については、会員がカード番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。会員は、加盟店に登録したカード番号等に変更があった場合ならびに退会または会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更、退会または会員資格喪失等を申し出るものとします。なお、上記の事由が生じた場合には、当社またはJCBが会員に代わって当該変更、退会または会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する場合があることを会員は予め承認するものとします。また、会員に退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカード利用について、支払責任者は第33条第1項なお書きおよび第33条第3項に従い、支払義務を負うものとします。
6. 会員のショッピング利用に際して、加盟店が当該利用につき当社に対して照会を行うことにより当社の承認を得るものとします。ただし、利用金額、購入する商品・権利および提供を受ける役務の種類によってはこの限りではありません。
7. ショッピング利用のためにカード（カード情報を含む。以下本項において同じ。）が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、当社は以下の対応をとることができます。
 - (1) 当社は、事前または事後に、電話等の方法により直接または加盟店を通じてカード使用者本人の利用であることを確認する場合があります。
 - (2) 当社、JCBまたはJCBの提携会社が当該加盟店より依頼を受けた場合、当社またはJCBにおいて法人会員のカード番号・所在地・電話番号およびカード使用者の氏名その他当該ショッピング利用の申込者が加盟店に届け出た情報と会員が両社に届け出ている会員情報と照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する場合があります。
 - (3) カードの第三者による不正利用の可能性があると当社が判断した場合、会員への事前通知なしにカード利用を保留または断る場合があります。
 - (4) ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードの入力その他両社が別に定める本人認証手続きを求める場合があります。申込者がセキュリティコードまたは同規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、その他両社が別に定める本人認証手続きに失敗した場合、カード使用者によるカード利用を一定期間制限することができます。
8. 当社は、カードの機能として、会員が現金決済によらずに商品・権利を購入し、または役務の提供を受けることができる加盟店網を会員に対して提供するものです。会員は、加盟店において商品・権利を購入し、または役務の提供を受けるにあたっては、自己の判断と責任において、加盟店との契約を締結するものとします。会員は、加盟店から購入した商品・権利または提供を受けた役務に関する紛議について、当該加盟店との間で解決するものとし、支払責任者の当社に対する債務の支払拒否の理由にはならないものとします。
9. カード使用者がカードを使用して商品・権利を購入しまたは役務の提供等を受けた場合、カード使用者は法人会員の代理人として加盟店との間でそれらに係る契約を行ったものとみなし、当該契約に基づく債務は法人会員が負担するものとします。
10. 会員は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入または役務の提供などにカードの利用可能枠（第19条第2項に定めるものをいう。）を利用すること（以下「ショッピング枠現金化」という。）はできません。なお、ショッピング枠現金化には以下の方式等があ

りますが、現金を取得することを目的とするショッピング利用である限り、方式のいかんにかかわらず、禁止の対象となります。

- (1)商品・権利の購入、役務の提供の対価として、合理的な金額以上の対価を、カードを利用して支払い、加盟店等から現金または現金に類似するものの交付を受ける方式
- (2)商品・権利等を購入し、その対価を、カードを利用して支払ったうえで、当該商品・権利等を当該商品・権利等を購入した加盟店その他の第三者に有償で譲渡する方式
- (3)現行紙幣もしくは貨幣、またはこれらが含まれる商品等をカードを利用して購入する方式

11.貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物（疑似通貨、回数券等を含むが、これらに限らない。）、パソコン等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第20条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、会員のショッピング利用が制限され、カードを利用できない場合があります。

第23条（立替払いの委託）

1.会員は、第22条第1項の定めのとおり、カード使用者が加盟店においてカードを利用したことにより、当社に対して弁済委託を行ったこととなります。会員は、当社が会員からの委託に基づき、会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、以下の方法をとることについて、予め異議なく承諾するものとします。なお、加盟店への立替払いに際しては、JCBが認めた第三者を経由する場合があります。

- (1)当社が加盟店に対して立替払いすること。

- (2)JCBが加盟店に対して立替払いしたうえで、当社がJCBに対して立替払いすること。

- (3)JCBの提携会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、当社が当該JCBの提携会社に対して立替払いすること。

- (4)JCBの関係会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、JCBが当該JCBの関係会社に対して立替払いし、さらに当社がJCBに対して立替払いすること。

2.商品の所有権は、当社が加盟店、JCBまたはJCBの提携会社に対して支払いをしたときに当社に移転し、ショッピング利用代金の完済まで当社に留保されることを、会員は承認するものとします。

第24条（ショッピング利用代金の支払区分）

ショッピング利用代金の支払区分は、ショッピング1回払い、ショッピング2回払いのうちから、カード使用者がショッピング利用の際に指定するものとします。ただし、ショッピング2回払いは、当社が指定する加盟店においてのみ利用できるものとします。なお、ショッピング2回払い取扱加盟店においてカード使用者が支払区分の指定をしなかった場合は、すべてショッピング1回払いを指定したものとして取り扱われます。

第25条（ショッピング利用代金の支払い）

支払責任者は、会員が標準期間においてショッピング利用を行った場合、第23条における当社、JCB、JCBの提携会社、JCBの関係会社または加盟店の各箇の立替払いの有無にかかわらず、以下のとおり支払うものとします。

- (1)ショッピング1回払いを指定した場合、当該ショッピング利用代金額を、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日。

- (2)ショッピング2回払いを指定した場合、当該ショッピング利用代金額の半額（1円単位とし、端数が生じた場合は初回の約定支払日に算入します。）を、標準期間満了日の属する月の翌月および翌々月の約定支払日。

第26条（次番）

第4章 お支払い方法その他

第27条（約定支払日とお支払い方法）

1.毎月10日（当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）を約定支払日とし、支払責任者は、ショッピング利用代金の各支払区分に定められた該当する約定支払日に支払うべき金額（以下「約定支払額」という。）を、予め法人会員が届け出た当社所定の金融機関の預金口座等（原則として法人会員名義の口座を届け出るものとします。以下「お支払い口座」という。）から口座振替の方法により支払うものとします。また、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日にお支払いいただくことや、法人会員の当社に対するお支払い口座の届け出の遅延、金融機関の都合等により当社が特に指定した場合には、当社所定の金融機関の預金口座に振り込む方法、当社所定の収納代行業者による収納代行等の他の支払方法（この場合、金融機関または収納代行業者に対する支払いに係る手数料は原則支払責任者の負担となります。また、収納代行による支払方法において、収納代行業者に対する支払いとは別に、払込票の発行および送付にかかる当社に対する手数料の支払義務が発生する場合があります。）によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合には、お支払い口座が開設されている金融機関等との約定により、当該約定支払日以降、約定支払額の全額または一部につき口座振替されることがあります。また、支払責任者が当社所定の金融機関の預金口座に振り込む方法で、支払責任者が本規約に基づき当社に支払うべき金額を超えて当社に対する支払いをした場合、当社は翌月の約定支払日に法人会員に当該差額を返金するなどの方法により精算することを支払責任者は承諾するものとします。なお、当社は支払責任者が翌月の約定支払日に支払うべき約定支払額から当社が支払責任者に返金すべき金額を差し引くことができます。

2.会員が国外でカードを利用した場合等の支払責任者の外貨建債務については、JCBの関係会社が加盟店等に第23条に係る代金等の支払処理を行った時点（会員がカードを利用した日とは原則として異なります。）のJCBが定める換算レートおよび換算方法によって円換算した円貨により、支払責任者は当社に対し支払うものとします。

3.会員が国外でカードを利用した場合において、JCBの関係会社が加盟店等に第23条に係る代金等を支払った後に、会員と加盟店間のカード利用に係る契約が解除された場合等、当社が法人会員へ返金を行う場合は、原則として、前項に基づきJCBの関係会社が加盟店等に第23条に係る代金等の支払処理を行った時点のJCBが定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。ただし、当社が係る時点を特定することが不可能な場合等、やむを得ない事情がある場合には、JCBの関係会社が加盟店等との間で当該解除等に係る手続きを行った時点（会員が加盟店との間で当該解除等に係る手続きを行った日とは異なることがあります。）のJCBが定める換算レートおよび換算方法による場合があります。

4.会員が国外で付加価値税（VAT）返金制度を利用した場合において、当社が法人会員へ返金を行う際の換算レートおよび換算方法は、JCBの関係会社が付加価値税（VAT）返金制度取扱免税会社との間で当該返金に係る手続きを行った時点（会員が付加価値税（VAT）返金制度を利用した日またはカードを利用した日とは異なります。）のJCBが定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。なお、カード使用者が本条第6項に基づき円貨建のショッピング利用代金額を選択した場合であっても、当社が本項に基づき法人会員へ返金を行う金額は、外貨建の返金額を本項および次項に基づき円換算した金額となり、加盟店がカード使用者に対して円貨建のショッピング利用代金額を提示する際に適用した換算レートは適用されません。

5.第2項から第4項の換算レートおよび換算方法は、原則として、JCB指定金融機関等が指定した為替相場を基準にJCBが定めるものとし、別途公表します。なお、一部の航空会社その他の加盟店におけるカード利用の場合には、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算されたうえ、JCBが定める換算レートおよび換算方法により円換算することができます。

6.会員が国外でカードを利用した場合であっても、カード使用者が加盟店において、外貨建のショッピング利用代金額のほかに、または外貨建のショッピング利用代金額に代えて、円貨建のショッピング利用代金額の提示を受けて、カード使用者が円貨建のショッピング利用代金額を選択した場合には、カード使用者が加盟店において提示を受けた円貨建の金額がショッピング利用代金額となります。この場合、本条第2項、第3項および第5項の適用はありません。なお、加盟店がカード使用者に対して円貨建のショッピング利用代金額を提示する際に適用される、外貨から円貨への換算レートは、各加盟店が独自に定めるレートであり、JCBが定める換算レートとは異なります。（ただし、第4項に基づく返金時のみ、第5項は適用されます。）

7.支払責任者が本規約に基づきATMを利用する方法または当社所定の金融機関の預金口座に振り込む方法によりカードの利用代金を支払う

場合、支払責任者が利用する金融機関のサービスの種類や内容にかかわらず、当社による受領が翌営業日となる場合があります。

第28条 (明細)

- 当社は、当社所定の方法（法人会員が「MyJチェック」に登録している場合は、電磁的記録の方法）により、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細（以下「明細」という。）を法人会員に通知します。当社は、法人会員が「MyJチェック」に登録している場合は、明細の内容が確定した後速やかに、明細の内容が確定した旨の通知（以下「明細確定通知」という。）を法人会員が届け出たEメールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が0円である場合等、明細確定通知を省略することがあります。なお、年会費のみの支払いの場合、明細の通知を行わない場合があります。
- 当社が法人会員に対して前項に基づき明細確定通知を送信したとき、または明細を送付したときは、法人会員は速やかに明細の内容が、会員のカード利用の内容と整合していないものがないか、また会員以外の第三者によるカード利用が含まれていないか、明細を閲覧するなどして確認するものとし、それらの事由があった場合には、直ちに当社に対して届け出るものとします。

第29条 (遅延損害金)

支払責任者が会員のカード利用に基づき当社に対して支払うべき約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合には、約定支払額（ただし、遅延損害金は除く。）に対しその翌日から完済に至るまで、また、本規約に基づき当社に対して負担する債務につき期限の利益を喪失した場合には、残債務全額（ただし、遅延損害金は除く。）に対し期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、以下に定める利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。

・ショッピング1回払い

年14.60%

・ショッピング2回払い

法定利率

第30条 (支払金等の充当順序)

支払責任者の当社に対する債務の支払額が本規約およびその他の諸契約に基づき当社に対して負担する債務の全額を消滅させるのに充たない場合には、当該支払額の債務への充当は、当社所定の順序により当社が行うものとします。

第31条 (当社の債権譲渡)

当社は、当社が必要と認めた場合、当社が支払責任者に対して有するカード利用に係る債権を信託銀行等の第三者に譲渡すること、または担保に入れることができます。

第32条 (期限の利益の喪失)

支払責任者は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(2)、(3)または(4)においては何らの通知、催告を受けることなく当然に、(5)、(6)または(7)においては当社の請求により、当社に対する一切の債務について期限の利益を喪失し、残債務全額を直ちに支払うものとします。

(1)支払責任者が約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき。

(2)支払責任者が自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。

(3)支払責任者が差押、仮差押、仮処分の申立てまたは滞納処分を受けたとき。

(4)支払責任者が破産、民事再生、特別清算または会社更生その他の法的整理手続きの申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをしたとき。

(5)(1)、(2)、(3)、(4)のほか支払責任者の信用状態に重大な変化が生じたとき、または生じるおそれがあると当社が判断したとき。

(6)会員が本規約に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき（第11条の第2項に違反する場合を含むが、それに限らない。）。

(7)第33条第3項(1)、(2)、(3)、(9)または(10)のいずれかの事由に基づき支払責任者が会員資格を喪失したとき。

第32条の2 (取引の制限等)

当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当社が必要と判断する期間、会員のカード利用（ショッピング利用を含むが、それに限らない。以下同じ。）を停止し、または制限する場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、支払責任者のその後の支払状況にかかわらず、当社が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。

(1)支払責任者が約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合、その他支払責任者の当社に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合

(2)前号のほか、会員のカードの利用状況および支払責任者の信用状況等により会員のカード利用が適当でないと当社が判断した場合

(3)会員が第11条の3に違反しているか、または違反しているおそれがあると当社が判断した場合

(4)会員が第10条第1項第2文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第11条第2項に基づく両社の求めに対して、回答を拒絶もしくは遅延し、または十分な回答を行わなかった場合

(5)個人事業主会員が在留期間（出入国管理及び難民認定法に基づく在留期間をいう。以下同じ。）の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当社が確認できる在留期間の満了日が経過した場合

(6)前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他の会員のカード利用が適切でないと当社が合理的に判断した場合

第33条 (退会および会員資格の喪失等)

1.会員は、両社所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、当社の指示に従って直ちにカードを返還するか、カードに切り込みを入れて破棄しなければならないものとし、当社に対する残債務全額を完済したときをもって退会となります。なお、支払責任者は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、退会の申し出後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、法人会員が退会する場合、当然にカード使用者も退会となります。

2.会員は、当社が第3条、第4条または第7条に基づき送付したカードについて、会員が相当期間内に受領しない場合には、会員が退会の申し出を行ったものとして両社が取り扱うことに同意します。

3.会員（(4)または(8)のときは、それに該当するカード使用者（個人事業主会員を含む。）をいい、カード使用者が(1)、(2)、(3)、(5)、(6)、(7)、(9)、(10)、(11)のいずれかに該当したときは、当該カード使用者のみならず、法人会員も含む。）は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(4)、(11)においては当然に、(2)、(3)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)においては当社が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、法人会員が会員資格を喪失した場合、当然にカード使用者も会員資格を喪失します。なお、支払責任者は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、支払責任者は、会員資格喪失後に会員がカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。なお、(8)に該当するカード使用者が個人事業主会員の場合で、当該個人事業主会員の事業を引き継ぐ旨の申告をした者（以下「事業承継者」という。）から、本契約上の地位の承継を希望する旨の申し出があり、当社がこれを認めた場合、事業承継者は法人会員として、本契約上の地位を承継し、この場合、会員資格は喪失しないものとします。この場合、事業承継者は、第2条に定める支払責任者としての義務（契約上の地位を承継する前に本契約に基づき発生した義務を含む。）を負うものとします。

(1)会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。

(2)会員が本規約に違反したとき。

(3)支払責任者の信用状態に重大な変化が生じたときもしくは生じるおそれがあると当社が判断したとき、または換金目的によるショッピング利用等会員によるカードの利用状況が適当でないと当社が判断したとき。

(4)両社が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。

(5)会員、法人会員の役職員等（法人会員の役員、顧問、もしくは従業員または法人会員を実質的に支配しもしくは法人会員の経営に影響

力を行使できる者をいう。以下同じ。)が反社会的勢力に該当することが判明したとき。

(6)会員または法人会員の役職員等が、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いたりは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行ったとき。

(7)会員または法人会員の役職員等が自らまたは第三者を利用して、当社、JCBまたは両社の委託先の役員または従業員(以下、総称して「役職員」という。)に対して、以下の①から⑤のいずれかの行為をしたとき。

①暴言、誹謗中傷、威迫的な言動、性的な言動、役職員の人格を攻撃する言動または役職員個人に対する攻撃的言動・要求

②長時間にわたる時間的拘束(電話によるものを含む。)、同じ趣旨の言動を繰り返す行為、執拗な問い合わせ・要求、または役職員の業務に支障が生じるような対応の要求

③上記①②のほか、役職員の心身または就業環境を害するおそれのある行為

④法的な根拠のない金品の要求、特別対応の要求

⑤上記①②③④のほか、要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な行為

(8)カード使用者が死亡したことを当社が知ったとき、または連絡責任者もしくはカード使用者の親族等からカード使用者が死亡した旨の連絡が当社にあったとき。

(9)会員が第11条の3に違反したと当社が合理的に判断したとき、または会員が第10条第1項第2文に基づく資料の提出に応じなかつた場合、あるいは第11条第2項に基づく両社の求めに応じず、もしくは十分な回答を行わなかつたとき。

(10)会員のカード利用が法令や公序良俗に反し、もしくは法令や公序良俗に反する行為に利用されたと認められるとき、またはそれらのおそれがあると認められるとき。

(11)個人事業主会員が在留期間の定めのある外国人である場合であつて、会員の届出によって当社が確認できる在留期間の満了日から、当社所定の期間が経過したとき。

4.カード使用者は、法人会員が、両社所定の方法によりカード使用者によるカードの使用の中止を申し出た場合、その申し出時をもって当然に、本代理権を喪失し、これにより会員資格を喪失します。

5.当社は、すべてのカード使用者が退会、または会員資格を喪失した場合に、法人会員の会員資格を喪失させることができるものとします。

6.第3項または第4項の場合、会員資格の喪失の通知の有無にかかわらず、当社は加盟店にカードの無効を通知することができるものとします。

7.第3項または第4項に該当し、当社が直接または加盟店を通じてカードの返還を求めたときは、会員は直ちにカードを返還するものとします。

第34条(カードの紛失、盗難による責任の区分)

1.カードを紛失し、または盗難もしくは詐取等されたことにより、他人にカードまたはカード番号等を使用された場合(モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合等を含む。)、それらのカード利用代金は支払責任者の負担とします。

2.前項にかかわらず、会員が自己の意思によらずしてカードの占有を喪失した場合(紛失または盗難による場合をいう。)、会員がカードの紛失または盗難の事実またはそのおそれがあることを知ったときから直ちに(ただし、直ちに通知するが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに)、当社またはJCBに両社所定の方法によりその事実を通知するとともに、所轄の警察署へ届け出、かつ当社またはJCBの請求により両社所定の紛失・盗難届を当社またはJCBに提出したことを条件として、当社は、当該通知を受けたカードについて、当社またはJCBが通知を受けた日の60日前以降に他人によってカードまたはカード番号等が使用されたものにかかるカード利用代金を免除します。

3.会員は、カードを盗取した他人、またはカードもしくはカード番号等を使用した他人が会員または法人会員の役職員等と面識のある者である場合(ただし、本条に基づき支払責任者がカード利用代金を負担する場合を除く。)には、当該他人が当社に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当社の求めに応じて最大限の協力をするものとします。

4.第2項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、カード利用代金は免除されず、支払責任者は第1項に基づいて、カード利用代金を当社に支払うものとします。

(1)会員が第3条に違反したとき。

(2)法人会員の役職員等、カード使用者の家族もしくは親族(同居の有無を問わない。)、同居人、法定代理人、留守人その他会員の依頼もしくは同意に基づき会員やその家族等の身の回りの世話をする者、またはこれらに準ずる会員の関係者(以下「会員関係者」という。)がカードまたはカード番号等を使用したとき。なお、この場合、会員のカードまたはカード番号等の管理にかかる過失の有無および会員の本規約への違反の有無を問わないものとします。

(3)会員(法人等にあっては、その理事、取締役または法人等の業務を執行するその他の機関)が類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がカードを盗取することが困難ではない状況下においてカードを自己の身の回りから離した場合やこれらに準じる場合等、会員または会員関係者の故意または過失によって紛失または盗難が生じたとき。

(4)会員が当社もしくはJCBの請求する書類を提出しなかったとき、または当社もしくはJCB等の行う被害状況の調査(詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含むが、それらに限らない。)に協力しなかったとき。

(5)第2項に定める通知、警察署への届け出もしくは両社所定の紛失・盗難届、または本項(4)に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき。

(6)会員が第3項に違反したとき。

(7)カードまたはカード番号等の使用の際、登録された暗証番号またはその他の会員の認証情報(各種のパスワード等をいう。以下同じ。)が使用されたとき(ただし、暗証番号またはその他の認証情報の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合を除く。)。

(8)戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失または盗難が生じたとき。

(9)その他本規約に違反している状況において紛失または盗難が生じたとき。

第34条の2(カード番号等の不正利用)

1.カード番号等を紛失し、または盗難もしくは詐取等(以下「紛失・盗難等」という。)されたことにより、他人にカード番号等を使用された場合(モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合を含む。)、それらのカード利用代金は支払責任者の負担とします。

2.前項にかかわらず、会員がカード番号等の紛失・盗難等の事実もしくはカード番号等を他人に不正に使用された事実またはそれらのおそれがあることを知ったときから直ちに(ただし、直ちに通知するが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに)、当社またはJCBに両社所定の方法によりその事実を通知するとともに、当社またはJCBの請求により両社所定の紛失・盗難等届を当社またはJCBに提出したことを条件として、当社は、当該通知を受けたカード番号等を他人が不正に使用したと認められるもののうち、次項に定める「免責対象カード利用」について、カード利用代金を免除します。

3.他人が会員のカード番号等を不正に使用したカード利用のうち、明細についての次の(1)、(2)のうちいずれか早い方の日(なお、日にちを特定するにあたっては、第10条(届出事項の変更)第3項が適用されるものとする。)から60日以内に、会員が前項に基づき当社またはJCBに対して通知をした場合に、当該明細に情報が初めて記載されたカード利用を「免責対象カード利用」として、前項に基づくカード利用代金の免責対象とします。なお、カード番号等が不正に使用されたカード利用の支払区分がショッピング2回払いである場合には、

これらのカード利用が初めて記載された明細を基準として、60日が経過していないか否かを判定するものとし、2度目以降の記載にかかる明細を基準とはしません。

(1)当社が明細確定通知を法人会員が登録したEメールアドレス宛に送信した日

(2)当社が法人会員に対して明細を送付した場合にあっては、当該明細が法人会員の届出住所に到達した日

4.会員は、カード番号等を盗取もしくは詐取した他人、またはカード番号等を使用した他人が会員または法人会員の役職員等と面識のある者である場合（ただし、本条に基づき支払責任者がカード利用代金を負担する場合を除く。）には、当該他人が当社に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当社の求めに応じて最大限の協力をするものとします。

5.第2項および第3項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、カード利用代金は免除されず、支払責任者は第1項に基づいて、カード利用代金を当社に支払うものとします。

(1)会員が第3条に違反したとき。

(2)会員関係者がカード番号等を使用したとき。なお、この場合、会員のカード番号等の管理にかかる過失の有無および会員の本規約への違反の有無を問わないものとします。

(3)会員（法人等にあっては、その理事、取締役または法人等の業務を執行するその他の機関）が類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難等の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がカード番号等を盗取することが困難ではない状況下においてカードを自己の身の回りから離した場合やこれらに準じる場合等、会員または会員関係者の故意または重過失によつて紛失・盗難等が生じたとき。

(4)会員が当社もしくはJCBの請求する書類を提出しなかったとき、または当社もしくはJCB等の行う被害状況の調査（詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含むが、それらに限らない。）に協力しなかったとき。

(5)第2項に定める通知もしくは両社所定の紛失・盗難等届、または本項(4)に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していないなかったとき。

(6)会員が第4項に違反したとき。

(7)カード番号等の使用の際、会員の認証情報が使用されたとき（ただし、認証情報の管理につき会員に故意または過失が存在しない場合を除く。）。

(8)戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失・盗難等が生じたとき。

(9)その他本規約に違反している状況において紛失・盗難等が生じたとき。

6.カードを紛失し、または盗難もしくは詐取等されたことにより、他人にカード番号等を使用された場合には本条の適用はなく、前条が適用されます。

7.当社は、前条および本条に定めるカード利用代金の法人会員による負担およびその免除の要件を将来に向けて変更する場合があります。当社が当該変更を行う場合には、原則として3ヵ月前までに会員に対して当該変更につき通知します。ただし、当該変更が専ら会員の利益となるものである場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。また緊急に変更を行う必要が認められる場合には、会員に対して事前に通知のうえ当該変更を行うことができます。

第35条（偽造カードが使用された場合の責任の区分）

1.偽造カード（第3条第1項に基づき両社が発行し当社がカード使用者本人に貸与するカード以外のカードその他これに類似するものをいう。）の使用に係るカード利用代金については、支払責任者の負担となりません。

2.第1項にかかわらず、偽造カードの作出または使用につき、会員に故意または過失があるときは、当該偽造カードの使用に係るカード利用代金は、支払責任者の負担とします。

第36条（費用の負担）

1.支払責任者は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、および当社が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。

2.支払責任者が約定支払日に約定支払額を支払わなかった場合には、当社と支払責任者との間の精算のために当社に追加的に生じる事務に要する費用（再振替費用、事務処理費用、通信費等）の一部として、当社またはJCBが公表する金額を支払責任者は負担するものとし、支払責任者は当社の請求に基づき、当該金員を第27条に定める方法により当社に対して支払うものとします。

第37条（合意管轄裁判所）

会員は、会員と当社またはJCBとの間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず法人会員の所在地またはカード使用者の住所地、当社もしくはJCBの本社、支社、営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第38条（準拠法）

会員と両社との本規約およびその他の諸契約に関する準拠法はすべて日本法とします。

第39条（外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用）

会員は、国外でカードを利用するに際しては、外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等に従い、許可証、証明書その他の書類を提出し、またはカードの利用の制限あるいは停止に応じていただくことがあります。

第40条（会員規約およびその改定）

本規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。）、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。

附則

第5条の2第1項に基づき、会員が2025年2月28日までに、自ら「MyJCB」または「J/Secure(TM)」（なお、法人会員においては「MyJCB」のみ）の利用登録を行っていない場合、両社は、同日以降、当該会員につき、順次MyJCB等（なお、法人会員においては「MyJCB」のみ）の登録を行います。

2025年2月28日現在

※本規約または本規定に付随する規定もしくは特約等の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします（改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。）。

（KKG01・00027・20250228）

コンビニエンス払込票発行等手数料に関する特約（一般法人用）

本特約は、支払責任者が、JCB会員規約（一般法人用）（以下「会員規約」といいます。）の定めにかかわらず、当社が発行したコンビニエンス払込票（以下「払込票」といいます。）を使用してカード利用代金を当社に支払う場合の、払込票発行および送付に係る手数料について、会員規約の内容を改定したため、これを特約として定めたものです。なお、本特約において特に定めのない用語については、会員

規約におけるものと同様の意味を有します。また、カード発行会社が株式会社ジェーシーピーの場合、「当社」を「JCB」と読み替えるものとします。

第1条 (本特約の適用範囲およびその効力)

- 1.本特約は、会員規約に定めるすべての支払責任者に適用されるものとします。
- 2.本特約の内容が、会員規約または会員規約に付帯する他の会員規定・特約等と抵触する場合には、本特約がこれらに優先し適用されるものとします。

第2条 (お支払い方法)

- 1.支払責任者は、会員規約（約定支払日とお支払い方法）第1項本文に基づき、両社に対して、有効なお支払い口座を届け出るものとします。
- 2.支払責任者は、当社に届け出たお支払い口座に変更がある場合には、変更後の新たなお支払い口座によりカード利用代金の口座振替を行うことに支障のないよう、会員規約（届出事項の変更）第1項に基づき、遅滞なく両社に届け出るものとします。
- 3.支払責任者が第1項または第2項の義務を遅延した場合、当社が他の方法を指定しない限り、支払責任者は、口座振替が可能となるまでの間、会員規約（約定支払日とお支払い方法）第1項第2文に基づき、コンビニエンスストア等の収納代行業者による収納代行の方法により、カード利用代金を当社に支払うものとし、当社は支払責任者に対して、支払責任者の同意を要することなく、当該収納代行のための払込票を発行して送付します。

第3条 (払込票発行等手数料の支払義務)

当社が前条第3項に基づき支払責任者に対して払込票を発行・送付した場合、支払責任者は、収納代行業者に対して支払責任者が直接支払う手数料とは別に、当社に対して、払込票の発行および送付に係る手数料（以下「払込票発行等手数料」といいます。）として当社が定める額を支払うものとします。

第4条 (払込票発行等手数料の支払時期および支払方法)

支払責任者は、前条に基づき当社から払込票の発行・送付を受けた場合、その翌月の約定支払日に、払込票発行等手数料を、カード利用代金の支払いと同様の方法により、当社に支払うものとします。

第5条 (払込票発行等手数料の支払義務を負わない場合)

第3条の定めにかかわらず、以下のいずれかに該当する場合、支払責任者は、払込票発行等手数料の支払義務を負わないものとします。なお、当社は、当月の払込票発行等手数料の支払義務を負わないものとするか否かは、当月の明細確定通知までに確定させるものとします。

(1)前条に定める払込票発行等手数料の支払いに対応する約定支払日がカード入会年月日から90日経過していない場合

(2)前号のほか、当社が払込票発行等手数料の支払義務を負わないものとして別途認める場合

第6条 (払込票発行等手数料の変更)

- 1.当社は、経済・社会的環境の変化または営業上の理由により、払込票発行等手数料の金額を変更することができるものとします。この場合、当社は、当該変更を行う3ヵ月前までに、次項で定める方法により、支払責任者に対して周知するものとします。

- 2.支払責任者に対する周知の方法は、以下のとおりとします。

(1)支払責任者が当社にEメールアドレスを届け出ている場合には、当社はEメールによる通知を行います。

(2)手数料の変更を行う前の3ヵ月間に、当社が支払責任者に対して、第2条第3項に基づき払込票を発行する場合には、当該払込票送付の際にお知らせします。

(3)上記(1)(2)のいずれにも該当しない場合、当社はWEBサイトに公表する方法をもって、支払責任者に周知するものとします。支払責任者は、手数料の変更に関する個別の通知を希望する場合には、当社に対して、Eメールアドレスを届け出るものとし、上記(1)(2)のいずれにも該当しない結果、手数料変更に関する個別の通知を受けられなかったことをもって、当社に対して、異議を述べないものとします。

第7条 (本特約の変更)

本特約の変更については、会員規約の改定に関する条項の適用を受けるものとします。

(CON03・20220120)

〈ご相談窓口〉

- 1.商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
- 2.宣伝印刷物の送付等の営業案内の中止のお申し出については下記にご連絡ください。

株式会社ジェーシーピー JCBインフォメーションセンター

東京 0422-76-1700 大阪 06-6941-1700

福岡 092-712-4450 札幌 011-271-1411

- 3.本規約についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、会員情報の開示・訂正・削除等の会員情報に関するお問い合わせおよびご相談については下記にご連絡ください。なお、当社では会員情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報統括責任者（リスク管理担当役員）を設置しております。

(GSH00999・20090301)

株式会社おきぎんジェーシーピー

お客様相談室

〒900-8534 沖縄県那覇市泉崎1-10-3 琉球新報社泉崎ビル8階
098(862)3201

(00027・20240701)

株式会社ジェーシーピー

お客様相談室

〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア
0120-668-500

(00000・20230331)

〈共同利用会社〉

本規約に定める共同利用会社は以下のとおりです。

○株式会社JCBトラベル

〒171-0033 東京都豊島区高田3-13-2 高田馬場TSビル

利用目的：旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザーベーションサービス、株式会社JCBトラベルが運営する「J-Basketサービス」等の提供

○株式会社ジェーシーピー・サービス
〒107-0062 東京都港区南青山5-1-20 青山ライズフォート
利用目的：保険サービス等の提供

(KRG00777 · 20250228)

＜加盟個人信用情報機関＞

本規約に定める加盟個人信用情報機関は以下のとおりです。
●株式会社シー・アイ・シー（CIC）（貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関）
〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階
電話番号 0120-810-414 <https://www.cic.co.jp/>

※個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名、登録される情報項目等の詳細は上記のホームページをご覧ください。

登録情報および登録期間

CIC	
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報	左記②③④⑤のいずれかの情報が登録されている期間
②加盟個人信用情報機関を利用した日および本契約に係る申し込みの事実	当該利用日より6ヵ月間
③入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容および債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況	契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年以内
④登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
⑤本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内

※上表のうち、個人信用情報機関が独自に収集し、登録するものは、
④⑤となります。

※上表の他、支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。

＜提携個人信用情報機関＞

本規約に定める提携個人信用情報機関は以下のとおりです。

●全国銀行個人信用情報センター
電話番号 03-3214-5020
<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>
●株式会社日本信用情報機構（JICC）（貸金業法に基づく指定信用情報機関）
〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館
電話番号 0570-055-955
<https://www.jicc.co.jp/>

※全国銀行個人信用情報センター・JICCの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の全国銀行個人信用情報センター・JICC開設のホームページをご覧ください。

●加盟個人信用情報機関と提携個人信用情報機関の関係は以下のとおりです。

加盟個人信用情報機関	提携個人信用情報機関
CIC	JICC、全国銀行個人信用情報センター

(KSK77H · 20250228)

J-POINTプログラム利用規定

第1条（本利用規定）

- 1.J-POINTプログラムとは、カード発行会社（以下「当社」という。）および株式会社ジェーシーピー（以下「JCB」といい、当社とあわせて「両社」という。）が運営するポイントプログラムを利用したサービスをいいます。本利用規定は、J-POINTプログラムに関する基本的事項を定めるものです。
- 2.J-POINTプログラムは両社が定めるJCBブランドカード（以下「カード」という。）に関する契約（以下「JCB会員規約」という。）に規定する付帯サービスとして提供されます。本利用規定に定めのない事項については、各JCB会員規約が適用されます。
- 3.J-POINTプログラムは、各JCB会員規約を承認のうえ、当社よりカード（ただし、ホームページまたはサービスガイド等で両社がJ-POINTプログラムの対象となることを通知・公表しているものに限ります。）の貸与を受けた個人カードの本会員および家族会員、ならびに法人カードの法人会員およびカード使用者（以下総称して「会員」という。）を対象とします。
- 4.家族会員およびカード使用者は、各JCB会員規約に基づく代理権、または会員自身の権利により、J-POINTプログラムを利用することができます。詳細は第9条第1項の表をご確認ください。
- 5.JCB会員規約（個人用）に規定される本会員、JCB会員規約（一般法人用）に規定される法人会員、JCB会員規約（使用者支払型法人用）に規定されるカード使用者、およびJCB会員規約（法人債務・カード使用者立替用）に規定されるカード使用者を総称して本会員等といいます。
- 6.本利用規定の用語の定義は、本利用規定で特に定義しない限り、各JCB会員規約における定義によります。
- 7.両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、本利用規定を改定できるものとします。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として本会員等に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるも

のある場合または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えると認められる場合には、当社またはJCBのホームページ等での公表のみとする場合があります。なお、本利用規定の改定が、J-POINTプログラムの内容の変更にわたる場合には、第21条第3項が適用されるものとします。

第2条 (J-POINTプログラムの内容および情報の共同利用)

- J-POINTプログラムにおけるJ-POINT（以下「ポイント」という。）とは、会員が各JCB会員規約に基づき発行を受けたカードを使用して、ショッピング利用等を行った場合に、両社所定の条件および基準に従い、付与されるポイントをいいます。
- 第9条第1項で規定する交換可能会員は、本会員等に付与されたポイントを、ポイント数に応じて、当社が提供する特典と交換することができます。
- 会員は、当社、JCB、およびJCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社（以下「JCBの提携会社」という。）が問い合わせ対応、ポイント管理、およびJ-POINTプログラムのサービス提供上必要な事務を行なうため、JCB会員規約（個人用）に規定される会員、JCB会員規約（使用者支払型法人用）に規定されるカード使用者およびJCB会員規約（法人債務・カード使用者立替用）に規定されるカード使用者については、住所、氏名、電話番号、会員番号、ポイント残高、会員の種別、ポイント有効期限、商品交換申込履歴、その他ポイントに関連する情報を、JCB会員規約（一般法人用）に規定される法人会員については、住所、法人名・代表者名、電話番号、会員番号、ポイント残高、会員の種別、ポイント有効期限、商品交換申込履歴、その他ポイントに関連する情報を、共同利用することに同意するものとします。JCBの提携会社はJCBカードサイト（<https://www.jcb.co.jp/r/riyou/>）にてご確認いただけます。
- 前項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について、責任を有する者はJCBとなります。

第3条 (ポイントの付与条件)

- 当社は、原則として、会員のショッピング利用代金額200円（ただし、一部のショッピング利用については、200円とは異なる金額となる場合があります。この1ポイントが付与されるショッピング利用代金額のことを「ポイント算定基準額」という。）につき1ポイントを、次項その他本規定の条件に基づき、本会員等に付与します。ただし、第4条に定める一部のショッピング利用については、ポイント付与の対象外となります。本項に基づき付与されるポイントを「通常獲得ポイント」といいます。
- 当社は、カードごとに、標準期間（前月16日から当月15日までの期間をいう。以下同じ。）の会員のポイント付与の対象となる各ショッピング利用代金額を各ポイント算定基準額で除した数（小数点以下まで計算されます。）を合算して算出した数（小数点以下切り捨て）の通常獲得ポイントを約定支払日（ただし、いずれの月の約定支払日に付与されるかについては、第4項に規定するとおりとします。）に本会員等に付与します。（以下、ポイントを付与する日を「ポイント付与日」という。）また、両社所定のカードについては、標準期間およびポイント付与日が異なるものがあります。なお、事務処理上の都合により、ポイント付与日が遅延したり、変更になることがあります。
- 当社は、通常獲得ポイントとは別に、本会員等にポイントを付与する場合があります。当該ポイントのことを「ボーナスポイント」（なお「優遇ポイント」等と表示される場合もあります。）といい、以下の(1)から(4)はボーナスポイントに含まれます。一部のポイント交換においては、ボーナスポイントからの特典交換の条件が、通常獲得ポイントからの特典交換の条件と異なる場合があります。
 - J-POINTボーナス制度（第8条に定めるものをいう。）に基づき付与されるポイント
 - 両社所定の加盟店または両社所定のWEBサイトを介した加盟店でショッピング利用した場合に通常獲得ポイントよりも優遇されたポイントが付与される場合の、通常獲得ポイントを超えた部分のポイント
 - 当社または両社の実施する各種キャンペーンに基づき付与されるポイント
 - 上記のほか、当社または両社が「ボーナスポイント」もしくは「優遇ポイント」等と表示して付与するポイントおよび本規定にボーナスポイントとして付与する旨規定されているポイント
- 本会員等への通常獲得ポイントのポイント付与日はお支払い方法により異なり、下表のとおりとします。ポイント付与日より前にポイントを付与することはできません。また、ボーナスポイントのうち、前項(1)に定めるポイントの付与日は第8条第4項に定めるとおりとし、前項(2)、前項(3)および(4)に定めるポイントの付与日は当社または両社所定の日とします。

お支払い方法	ポイント付与日
ショッピング1回払い	当該ショッピング利用代金の約定支払日に一括して付与します。
ショッピング2回払い	当該ショッピング利用代金の各約定支払日に2回に分けて付与します。
ボーナス1回払い	当該ショッピング利用代金の約定支払日（8月または1月）に一括して付与します。
ショッピングリボ払い	当該ショッピング利用代金の初回約定支払日に一括して付与します。
ショッピング分割払い	会員がショッピングスキップ払いを指定する前の当該ショッピング利用代金の約定支払日に一括して付与します。
ショッピングスキップ払い	会員がショッピングスキップ払いを指定する前の当該ショッピング利用代金の約定支払日に一括して付与します。

- 加盟店から、当社、JCB、JCBの提携会社、またはJCBの関係会社に対する付与対象取引にかかる売上伝票または売上データの到達が遅延するなどの理由により、当社から本会員等への当該ショッピング利用に関する請求時期が遅れ、約定支払日も遅れる場合があります。この場合、ポイント付与日は、現に会員からカード代金の支払いを受ける約定支払日となります。

第4条 (ポイント付与の対象外取引)

金融サービス（キャッシング1回払い（海外キャッシング1回払いを含む）およびキャッシングリボ払い等）における利用代金、手数料（ショッピングリボ払い手数料・分割払い手数料・スキップ払い手数料など）、費用（年会費など）、および一部のショッピング利用代金（各種電子マネーチャージ利用代金、募金の利用代金など）（以下総称して「付与対象外代金」という。）については、ポイント付与の対象外となります。また、当社またはJCBが指定するショッピング利用については、第3条第1項に定めるとおり、ポイント算定基準額が200円以外の金額となる場合があります。JCBが指定する付与対象外代金およびポイント算定基準額が異なる利用代金の最新の情報については、JCBカードサイト（<https://www.jcb.co.jp/point/pop/excluding.html>）をご参照ください。対象外代金およびポイント算定基準額が異なる利用代金の対象は、変更または追加される場合があり、この場合、事前に公表または通知します。また、両社所定のカードについては、上記以外の付与対象外代金およびポイント算定基準額が異なる利用代金が存在する場合があります。詳細は各ご利用ガイドをご参照ください。

第5条 (返品、キャンセル、利用金額変更等の場合の措置)

- ポイント付与の対象となるショッピング利用（以下「付与対象取引」という。）について、取消もしくは解除、または金額の変更等がなされたことにより、当社が会員に対してショッピング利用代金の全部または一部の返金（会員の当社に対する債務と相殺する場合を含む。以下本条において同じ。）を行う場合、当該返金の金額につき、ポイントが減算されます。ポイントの減算条件については、第3条が準用されます。また、ショッピング利用代金の返金時（付与対象取引が行われた時ではない。）を基準時として、当該時点で適用されるポイント算定基準額を適用し減算が行われるものとします。
- 当社は、前項に基づくポイントの減算を、会員に新たに付与されるポイントと相殺する方法により行なうことができます。また当社は、ポイント減算額が当該ポイント減算と同時に会員に付与されるポイント数を上回る場合には、その差額につき、当社が会員に対して既に付与したポイントの残高、または将来付与するポイントから減算するものとします。

第6条 (ポイントの確認)

付与されたポイントの残高は、会員専用WEBサービス「MyJCB（マイジェーシービー）」、ご利用代金明細書（当社から送付される場合に限ります。）にて確認いただくことができます。なお、確認できるポイントの残高は、その時点における最新情報ではないことがあります。

第7条 (他カードへのポイント移行の禁止)

カードの名義によらず、両社が本利用規定等で定めた場合を除き、あるカードに付与されたポイントを、他のカードへ移行させることはできません。

第8条 (J-POINTボーナス)

1.J-POINTボーナス制度とは、各年度（毎年12月16日から翌年12月15日までを一年度とします。以下同じ。）内の付与対象取引の利用代金（ただし、例外的に、両社所定のカードについては、一部の付与対象外代金が含まれる場合があります。）の合計金額がJCB所定の金額（以下「達成基準金額」という。）に達した場合に、本会員等に対してボーナスポイント（本制度に基づき付与されるボーナスポイントのことを「J-POINTボーナス」という。）を付与する制度です。当社は、J-POINTボーナス制度の対象であることを当社またはJCBが通知または公表しているカード（以下「J-POINTボーナス対象カード」という。）の本会員等に対してJ-POINTボーナスを付与します。J-POINTボーナス制度の詳細情報については、JCBカードサイト（<https://www.jcb.co.jp/point/j-point-bonus/>）をご参照ください。

2.前項に定める利用代金の合計金額の集計対象となる会員の範囲は下表のとおりとします。

適用される会員規約	利用代金の集計対象とする会員の範囲
JCB会員規約（個人用）	本会員および家族会員の利用代金
JCB会員規約（一般法人用）	法人会員および全てのカード使用者の利用代金
JCB会員規約（使用者支払型法人用）	カード使用者ごとの利用代金
JCB会員規約（法人債務・カード使用者立替用）	カード使用者ごとの利用代金

3.加盟店から当社、JCB、JCBの提携会社、またはJCBの関係会社に対する付与対象取引にかかる売上伝票または売上データの到達が遅延するなどの理由により、当社から本会員等への当該ショッピング利用に関する請求時期が遅れ、約定支払日も遅れる場合があります。この場合において、当社に売上伝票または売上データが到達した日が当該年度内に間に合わなかった場合には、第1項にかかわらず、当該年度の利用代金の合計金額の集計対象とならず、翌年度の利用代金の合計金額の集計対象として取り扱われる場合があります。

4.J-POINTボーナスは、第1項に定める利用代金の合計金額が達成基準金額に到達した日が含まれる標準期間の末日（翌月12日）に付与されます（例えば、2026年1月16日から2026年2月15日の標準期間内に達成基準金額に到達した場合、2026年3月12日にポイントが付与されます。）。ただし、前項第1文に該当する事由が発生した場合、当社に売上伝票または売上データが到達した日を基準として利用代金の合計金額が集計されて達成基準金額への到達有無が判定されるため、ポイント付与日は翌月以降となります。

5.J-POINTボーナス制度は、カード契約ごとに会員に提供されるサービスです。会員が複数のJCBカードを保有している場合であっても、当該カードの会員の名義が同一であるか否かにかかわらず、異なるカード契約に基づく複数のカードにおける利用代金の金額を合算したり、あるカードにおける合計金額を他のカードに承継させたりすることはできません。

6.本会員等が両社の承諾に基づき、同一のカード契約内において会員区分の変更（会員規約（個人用）（会員区分の変更）または会員規約（一般法人用）（法人会員とカード使用者）第9項に基づくものをいい、異なるカード契約を新たに締結する場合は含みません。以下同じ。）をした場合であって、当該変更の結果、会員のカードがJ-POINTボーナス対象カードではないカード（以下「J-POINTボーナス対象外カード」という。）からJ-POINTボーナス対象カードに変更された場合、会員区分の変更の効力が発生した日（両社内において、会員区分の変更の登録を行った日をいい、本会員等が会員区分の変更の希望を申し出た日や本会員等に新たなカード等が届いた日等とは異なります。以下、本条において同じ。）から第1項の利用代金の集計が開始されるものとし、会員区分の変更日前の利用代金額は集計の対象とはなりません。

7.本会員等が両社の承諾に基づき、同一のカード契約内において会員区分の変更をした場合であって、当該変更の結果、会員のカードがJ-POINTボーナス対象カード内でJ-POINTボーナスの付与数等の付与条件が異なるカードに変更された場合、当該変更前の利用代金の合計金額は変更後に引き継がれるものとします。また、本会員等に付与されるJ-POINTボーナスの付与数は、会員区分の変更の効力が発生する前に、第1項から第4項に基づき利用代金の合計金額が達成基準金額に到達している場合であったとしても、当該達成基準金額に到達した日が含まれる標準期間の末日が属する当月20日（以下「会員区分判定基準日」という。）時点の会員区分に基づき決定されるものとします。

8.本会員等が両社の承諾に基づき、同一のカード契約内において会員区分の変更をした場合であって、当該変更の結果、会員のカードがJ-POINTボーナス対象カードからJ-POINTボーナス対象外カードに変更された場合、会員区分の変更の効力が発生する前に、第1項から第4項に基づき利用代金の合計金額が達成基準金額に到達している場合であったとしても、会員区分判定基準日においてJ-POINTボーナス対象外カードへの会員区分の変更がなされている場合には、当該達成基準金額の達成にかかるJ-POINTボーナスは本会員等に付与されません。

第9条 (ポイントの交換)

1.ポイントを特典と交換ができる会員、および交換できるポイントの範囲は下表のとおりです。

適用会員規約	交換できる会員 (以下、「交換可能会員」という。)	家族会員ならびに カード使用者の交換の根拠	交換できるポイントの範囲
JCB会員規約（個人用）	本会員および 家族会員	家族会員の交換は、本会員から 授与された代理権による	第3条第1項、第3項に基づき本会員 に付与されたポイント
JCB会員規約（一般法人用）	法人会員および カード使用者	カード使用者による交換は、 法人会員から授与された代理権による	第3条第1項、第3項に基づき法人会 員に付与されたポイント
JCB会員規約（使用者支払型法人用）	カード使用者	カード使用者による交換は、 カード使用者自身の権利による	第3条第1項、第3項に基づきカード 使用者各自に付与されたポイント
JCB会員規約（法人債務・ カード使用者立替用）	カード使用者	カード使用者の交換は、 カード使用者自身の権利による	第3条第1項、第3項に基づきカード 使用者各自に付与されたポイント

なお、家族会員およびカード使用者は本会員等から授与された代理権に基づき、月ごとの獲得ポイント数およびポイント詳細、使用済みポイント数、失効ポイントおよび失効予定ポイント数を確認することができます。

2.家族会員またはカード使用者が前項の規定に基づきポイントを交換したことにより、本会員または法人会員が不利益を被った場合でも、両社は当該不利益につき責任を負いません。

3.ポイントは、JCB所定の次の各号の特典と交換することができます。

(1)本会員等の標準期間のカード利用に基づく約定支払額から減算することが可能な現金等価物への交換（約定支払額からの減算以外の方法で当該現金等価物を使用することはできません。本号に基づく約定支払額の減算のことを「キャッシュバック」といいます。この場合、(2)号と異なり、個別のショッピング利用代金が減額されるわけではありません。)

(2)次条に基づき提携先ショッピングの支払代金の全部または一部に充当することが可能な現金等価物への交換（この場合、当該現金等価物は個別のショッピングの支払代金に充当されます。)

(3)JCBが公表する各種他社ポイント、商品券等への交換

(4)JCBが公表するその他の商品への交換

4.JCBは、ポイントと交換できる特典、特典の交換条件、特典を使用する際の条件その他注意事項、および当該特典の交換申込受付期間がある場合には当該交換申込受付期間、その他の事項等を、WEBサイトへの掲示等の方法により必要に応じて公表します。会員はそれらの公表された内容を確認し、同意の上で、ポイントを特典に交換するものとします。

5.JCBは営業上その他の理由により、隨時、特典の内容の見直しを行っており、特典の内容を変更する場合があります。特典に交換申込受付期間がない場合、両社は特定の特典についての交換申込受付を適宜終了する場合がありますが、会員への影響を考慮して必要に応じて

- 事前に公表します。また、交換申込受付期間がある場合であって、交換申込受付期間が経過する前であっても、両社への特典の供給が中止された場合等やむを得ない事情が生じた場合には、特定の特典についての交換申込受付を終了する場合があります。
- 6.交換可能会員は、付与されたポイントを当社が提供する特典以外の金品と交換することはできません。また、一度交換した特典を、さらに別の特典と交換することはできません。
- 7.両社所定のカードを除き、本会員等が自己の名義で複数のカードを保有する場合、交換可能会員は、これらのカードごとに付与されたポイントを合計して特典と交換することができます。
- 8.ポイントの交換は、原則として失効日が近いポイントから行われます。ただし、両社所定のカード、および前項の合計申込みが認められている場合において、合計申込み時に、ポイント交換を申込むカードの優先順位を指定した場合はこの限りではありません。
- 9.交換した特典の送付先はカードの送付先または本会員などが指定した住所のみとし、国内に限ります。
- 10.交換した特典の利用にあたって発生する交通費、宿泊代、税金その他の費用については、両社は一切負担いたしません。
- 11.交換した特典に対して生じる公租公課に関する申告、納付等は交換を行った会員および本会員等の責任において行うものとします。
- 12.交換可能会員は交換した特典に欠陥があった場合には、特典受領から3ヵ月以内に、JCBカードサイト(<https://www.jcb.co.jp/support/>)に記載の問い合わせ方法でその旨を通知するものとします。

第10条 (J-POINT ShoppingおよびJ-POINT Shoppingにおける情報の共同利用)

- 1.「J-POINT Shopping」とは、両社もしくはJCBが指定する第三者（以下「提携先」という。）が提供するオンラインサービス（以下「提携先サービス」という。）において、会員が提携先との契約に基づき、提携先から商品もしくは権利を購入し、または役務の提供を受けるにあたって（以下、会員と提携先との間の当該取引を「提携先ショッピング」という。）、提携先ショッピングの支払いの全部もしくは一部にポイントを使用できるサービスをいいます。
- 2.以下の①または②のとき、両社および提携先が承認した場合に、両社はJ-POINT Shoppingの利用登録を行います。会員は、利用登録が有効になされている期間、本条に基づき、J-POINT Shoppingのサービスを受けることができます。
- ①提携先サービスにおいて、提携先ショッピングの支払代金の決済手段として、J-POINTプログラムの対象となるカード番号が登録されたとき。
- ②会員が、両社および提携先所定の手続きに基づき、J-POINT Shoppingの登録申請を行ったとき。
- 3.ポイントの使用方法および使用条件は以下の各号の定めによるものとします。会員が、提携先ショッピングの支払いに使用するポイント数を指定すると、指定されたポイント数に交換換算レートを乗じた金額が、提携先ショッピングの支払代金の全部または一部に充当されます。
- (1)使用ポイント数は、JCBまたは提携先所定のポイント数単位で、カード決済額を上限として指定いただけます。使用できるポイント数単位および交換換算レートは提携先により異なります。提携先ごとの「J-POINT Shopping」のサービス等の詳細は、JCBが提携先ごとに定める特約（以下「個別特約」という。）またはJCBのホームページ等でご確認ください。
- (2)ポイントの使用を申し込まれた場合、当社または提携先所定のタイミングで、使用したポイント数が最新の保有ポイント数から減算されます。
- (3)会員が利用できるポイントは、提携先ショッピングの支払代金の決済手段として使用するカードのポイントとなります。複数のカードのポイントの合算はできません。
- 4.提携先のWEBサイトにおいて、ポイント使用の申込みが完了した場合、原則としてポイントは返還されません。ただし、提携先との間で提携先ショッピングが取消された場合、第三者による不正使用があった場合、または提携先ショッピングのカード決済不承認等があった場合、当該ポイントの返還に代えて、同ポイント数のボーナスポイントを付与します。ただし、提携先ショッピングが取消された結果、当該ショッピングで購入した商品等の返品にかかる送料が発生した場合、その返品時の送料相当分のポイント数を差し引いたポイント数のボーナスポイントを付与します。
- 5.会員が、提携先ショッピングの支払代金の決済手段として、J-POINTプログラムの対象となるカード番号を登録したとき、両社は、カード番号等の、会員が「J-POINT Shopping」を利用するために必要な情報を、提携先から受領します。
- 6.両社は、第2項の利用登録がなされた会員につき、当該会員が「J-POINT Shopping」を利用するためには必要な会員の個人情報を、当該提携先との間で共同利用します。提携先ごとの、共同利用する者の範囲、共同利用される個人情報の項目、共同利用者の利用目的および個人情報の管理について責任を有する者については、JCBカードサイト所定のページ(<https://www.jcb.co.jp/terms-and-conditions/>)にて公表いたします。なお、当該共同利用は両社と各提携先との間の共同利用であり、各提携先間で本項に定める会員の個人情報が共同利用されることはありません。
- 7.JCBは、①新たな提携先の追加、②既存の提携先におけるJ-POINT Shoppingの終了、③個々の提携先におけるJ-POINT Shoppingにおけるポイントのポイント数単位その他の交換条件、交換換算レート、交換方法等の変更等を行うことができます。JCBは、これらの変更（ただし、①の変更は含みません。）を行うことにより会員のポイント使用に不利な影響（ただし、軽微な影響は含みません。）をおぼすと認めた場合、3ヵ月前までにJCBのホームページ等で公表します。なお、最新の情報は隨時JCBのホームページ等にて確認できます。
- 8.提携先サービスおよび提携先ショッピングは、会員と提携先との間の契約に基づき行われる取引であり、両社は契約主体ではありません。会員がポイントを使用した提携先ショッピングに関して、商品・権利の引渡し、もしくはサービス提供の有無、またはそれらの商品・権利もしくはサービスが、会員と提携先との間の契約の内容に適合しないこと等につき、会員と提携先または加盟店との間に生じた紛議については、その紛議が両社の責めに帰すべき事由により生じた場合を除いて、両社は一切責任を負いません。
- 9.本規定と、個別特約との間に相違がある場合には、個別特約の内容を優先して適用するものとします。
- 10.本サービスの利用登録がなされた会員は当社および提携先所定の手続きで申請することにより、利用登録を解除することができます。また、両社は、会員に第15条第1項各号または同条第2項各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、当該会員の利用登録を解除することができます。
- 11.前条第1項、第2項、第4項、第5項、第8項および第11項は、J-POINT Shoppingにも準用されるものとします。

第11条 (ポイント交換の受付・取消)

- 1.ポイント交換の申込みは、以下の①②の要件をいずれも充たす場合のみを有効とします。
- ①当社にて受付がなされた時点において、特典の交換に使用するポイントの有効期限が満了していないこと
②第9条第4項に定める交換申込受付期間内に当社にて受付がなされていること
- 2.当社において交換可能会員からのポイント交換の申込みに対する受付（以下「ポイント交換受付」という。）がなされた時点以降は、交換可能会員は当該申込みをキャンセルすることはできません。前項および本項にいう、「受付がなされた」とは以下の時点をいいます。
- (1)インターネットでの申込み：画面上で受付完了の表示がなされた時点
(2)電話での申込み：受付完了のアナウンスが流れた時点
(3)モバイルアプリでの申込み：画面上で受付完了の表示がなされた時点
- 3.前項の受付がなされた時点以降、特典の送付やポイントの移行には一定期間を要し、至急発送等の特別対応は一切応じることができません。
- 4.ポイント交換受付がなされたにもかかわらず、ポイント交換手続きが完了しなかった場合（なお、本条第5項から第7項の場合はこれに当たりません。）、当社は当該ポイント交換受付に基づき減算したポイントを、本会員等に対し返還するものとします。この返還は、減算したポイントが通常獲得ポイントかボーナスポイントかにかかわらず、減算したポイント数と同数のボーナスポイントを本会員等に付与する方法による返還とします。ただし、減算したポイントが通常獲得ポイントの場合であり、かつ、本会員等から、ポイント交換手続きが

完了しなかったことについて本会員等および交換可能会員に帰責性がない旨の申し出を受け、当社がそれを確認できた場合には、同数の通常獲得ポイントを本会員等に付与する方法による返還とします。

- 5.当社が特典を送付したにもかかわらず、発送日から1ヵ月間を経過しても交換可能会員による受取がなされなかった場合、当社は、交換可能会員からのポイント交換の受付を解除、または取り消すことができます。この場合、当社は、当該特典と交換したことにより既に減算したポイントを、本会員等に対し返還するものとします（なお、減算したポイントが通常獲得ポイントかボーナスポイントかにかかわらず、減算したポイント数と同数のボーナスポイントを本会員等に付与する方法による返還とします。）。ただし、減算された元のポイントが返還されたと仮定しても、その時点で当該ポイントの有効期限が経過している場合には、当該ポイントが復活することはできません。
- 6.当社が特典を発送したにもかかわらず、交換可能会員が故意または重過失により特典の受取を拒絶した場合、当社は原則として前項の解除または取消を行わず、したがって当該特典と交換したことにより既に減算されたポイントは、本会員等に対して返還されません。当社による特典の保管期間は、当社が最初に特典を発送した日から2ヵ月とし、保管期間満了後は、当社にて、当該特典の廃棄等の処分を行うことができるものとします。
- 7.前項にかかわらず、賞味期限や消費期限のある食品、公演日等の期日が指定された観賞券、その他期限または期日のある特典について、当社が特典を送付したにもかかわらず、当該期限または期日までに受取がなされなかった場合、当社にて、当該期限または期日の翌日以降に、当該特典の廃棄等の処分を行うことができます。かかる処分を行った場合、当該特典と交換したことにより既に減算されたポイントは、本会員等に対して返還されません。

第12条（ポイント交換における制限）

第9条、第10条および第11条のほか、両社所定のカードにおけるポイント交換については、ポイント移行コース等、一部選択できない特典があります。詳細はMyJCB、各ご利用ガイド等をご参照ください。

第13条（ポイントの有効期限）

- 1.ポイントの有効期限は以下表のとおり（例えば、ゴールドカードの場合、2026年2月の約定日（10日）に付与されたポイントは2029年2月15日まで有効）となります。ポイントの有効期限に関する詳細情報については、JCBカードサイト（<https://www.jcb.co.jp/point/about/>）をご参照ください。

一般カード	ゴールドカード（*）	JCBゴールド ザ・プレミア プラチナ JCBザ・クラス
ポイント付与日から2年間 (24ヵ月)を経過した日 が属する月の15日	ポイント付与日から3年間 (36ヵ月)を経過した日 が属する月の15日	ポイント付与日から5年間 (60ヵ月)を経過した日 が属する月の15日

（*）MyJCB・ホームページ等で両社が上記の有効期限の対象となることを通知・公表しているものに限ります。その他のゴールドカードについては、一般カードの有効期限と同様となります。

- 2.有効期限を満了したポイントは失効します。当社は、失効したポイントに対する復活等の特別措置には一切応じことはできません。

第14条（ポイントの譲渡の禁止）

本会員等は、付与されたポイントを他人に譲渡または貢入したり、他人と共有したり、相続させることはできません。

第15条（権利の喪失およびサービス停止）

- 1.次の各号に該当する会員は、ポイントの付与、ポイントの特典との交換、その他J-POINTプログラムのサービスを受けるすべての権利を喪失します。また、本会員または法人会員が次の各号に該当した場合、その家族会員およびカード使用者も同様に権利を喪失します。
- (1)両社が有効期限を更新したカードを発行しないで、カードの有効期限が経過した場合
- (2)カードを退会し、またはカードの会員資格を喪失した場合
- (3)死亡した場合
- 2.当社は、次の各号に該当する会員に対し、何らの通知なくして、ポイントの付与、ポイントの特典との交換、その他J-POINTプログラムのサービスを受ける権利を喪失させ、またはサービスの提供を停止することができます。また、本会員または法人会員が次の各号に該当した場合、その家族会員およびカード使用者に対しても同様に権利を喪失させ、またはサービスの提供の停止をすることができるものとします。
- (1)各JCB会員規約または本利用規定に違反した場合
- (2)違法行為または不正行為を行った場合
- (3)その他、前各号に準じるものと当社が判断した場合
- 3.当社は、当社に対する支払債務を延滞した会員に対し、何らの通知なくして、ポイントの付与、特典との交換、その他J-POINTプログラムのサービスの提供を停止することができます。また、本会員またはJCB会員規約（一般法人用および法人債務・カード使用者立替用）が適用される法人会員が当社に対する支払債務を延滞した場合、その家族会員およびカード使用者に対しても同様にサービスの停止をすることができるものとします。

第16条（会員区分の場合の措置）

本会員または法人会員が、すでに入会済みのカードにおいて、一般カードからゴールドカードへの変更など、会員区分の変更を行った場合、変更前のカードにおけるポイント残高が変更後のカードに承継されるほか、第8条第6項から第8項の規定が適用されます。

第17条（トラブル時の対応）

本会員、法人会員またはカード使用者が、カードの紛失、盗難等のために、JCBよりカードの再発行を受けた場合、紛失・盗難等がなされたカードにおけるポイント残高は、再発行されたカードに承継されます。他方、紛失・盗難等がなされたカードを退会した場合は、新たに入会しても、かかる承継はなされません。

第18条（カードの紛失または盗難による第三者の不正交換）

- 1.カードの紛失または盗難により、第三者に当該カード記載のカード番号を利用して不正にポイントの交換が行われた場合（以下「不正交換」という）、これにより減算されたポイントは、本会員等の負担とします。
- 2.前項にかかわらず、会員がカードの紛失または盗難の事実を速やかに当社またはJCBに届け出るとともに所轄の警察署へ届出、かつ当社またはJCBの請求により所定の紛失・盗難届を当社またはJCBに提出した場合、当社は、本会員等に対して届出日の60日前以降の不正交換につき、減算されたポイントを返還します。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではありません。
- (1)会員が各JCB会員規約のカードの管理に関する規定に違反したとき
- (2)会員の従業員（法人会員の従業員に限ります。）、家族、同居人等、会員の関係者が不正交換を行ったとき
- (3)会員またはその法定代理人（法人会員においてはその代表者）の故意もしくは重大な過失または法令違反によって紛失または盗難が生じたとき
- (4)紛失・盗難届の内容が虚偽であるとき
- (5)会員が当社もしくはJCBの請求する書類を提出しなかったとき、または当社もしくはJCBや捜査機関の行う被害状況の調査に協力を拒んだとき
- (6)MyJCBに登録されたログインIDおよびパスワードが使用された場合で、これらの管理につき会員に故意または過失があったとき
- (7)戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失または盗難が生じたとき

(8)その他各JCB会員規約または本利用規定に違反している状況において紛失または盗難が生じたとき

第19条 (カードの紛失または盗難以外の場合における第三者の不正交換)

カードの紛失または盗難なくして不正交換が行われた場合、会員がカードの不正交換の事実を速やかに当社またはJCBに届け出るとともに、当社またはJCBの請求により所定の届出を当社またはJCBに提出した場合、当社は、本会員等に減算されたポイントを返還します。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではありません。

(1)会員が各JCB会員規約のカードの管理に関する規定に違反したとき

(2)会員の従業員（法人会員の従業員に限ります。）、家族、同居人等、会員の関係者が不正交換を行ったとき

(3)会員またはその法定代理人（法人会員においてはその代表者）の故意もしくは重大な過失または法令違反によって不正交換が行われたとき

(4)当社またはJCBに対する届出の内容が虚偽であるとき

(5)会員が当社もしくはJCBの請求する書類を提出しなかったとき、または当社もしくはJCBや検査機関の行う被害状況の調査に協力を拒んだとき

(6)MyJCBに登録されたログインIDおよびパスワードが使用された場合で、これらの管理につき会員に故意または過失があったとき

(7)戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に不正交換が行われたとき

(8)その他各JCB会員規約または本利用規定に違反している状況において不正交換が行われたとき

第20条 (システムトラブルへの対応)

1.両社は、J-POINTプログラムに使用する電子機器、ソフトウェアなどのシステムにつき、その時点における一般的技術水準に従って合理的な保守および運用を行います。

2.両社は、電子機器、ソフトウェアなどの不具合、通信回線の障害、第三者による不正アクセス等によって生じた障害などのシステムトラブルに起因して、本会員等に付与されたポイントに異常が生じた場合には、その時点における一般的技術水準に従って合理的な措置を講じます。かかる措置にもかかわらず、ポイントの異常が解消されなかった場合、両社に故意または過失なき限り、ポイントの補償を行わないものとします。

第21条 (サービスの終了、停止、変更等)

1.両社は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生する恐れのあるときは、事前に公表または本会員等に通知することなく、J-POINTプログラムのサービスの全部、または一部の提供を停止し、または内容を変更する措置を取ることができるものとします。

2.両社は、システムの保守等、J-POINTプログラムのサービスの維持管理に必要な作業のため、必要な期間サービスの提供を停止することができるものとします。この場合、両社は、事前にJCBのホームページ等で公表または本会員等に通知します。ただし、緊急の場合においてはこの限りではありません。

3.両社は、営業上その他の理由により、J-POINTプログラムを終了、または内容の変更を行うことができるものとします。両社は、内容の変更を行うことにより会員に不利な影響（ただし、軽微な影響を含みません。）をおよぼすと認めた場合、3ヵ月前までにJCBのホームページ等で公表または本会員等に通知します。ただし、J-POINTプログラムの終了または、内容の重要な変更が生じる場合は、6ヵ月前までに公表または本会員等に通知します。

4.両社は、前各項によるJ-POINTプログラムの終了、停止、変更等によって会員に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、故意または過失なき限り、一切責任を負わないものとします。

●カード発行会社が株式会社ジェーシービーの場合、「当社」、「両社」、「当社またはJCB」、「当社または両社」をJCBと読み替えるものとします。

J-POINTプログラム利用規定にかかる特則

第1条 (本特則の適用)

1.本特則は、J-POINTプログラム利用規定（以下「本規定」という。）に定めるサービス内容に関し、当社が発行するJCBデビットカードの会員に適用されます。

2.本特則に定めのない事項については、本規定およびJCBデビット会員規約（個人カードに適用される会員規約を「JCBデビット会員規約（個人用）」、法人カードに適用される会員規約を「JCBデビット会員規約（法人用）」といい、これらを総称して「JCB会員規約」という。）が適用されます。

3.会員がJCBブランドのクレジットカードとデビットカードの双方の貸与を受けている場合、クレジットカードに付帯するJ-POINTプログラムについては、本規定のみが適用となります。

第2条 (本規定の変更)

1.本規定第1条第2項を以下のとおり変更します。

「2.J-POINTプログラムは両社が定めるJCBブランドのデビットカード（以下「カード」という。）に関するJCBデビット会員規約に規定する付帯サービスとして提供されます。」

2.本規定第2条第3項を以下のとおりに変更します。

「3.会員は、当社、JCB、およびJCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社（以下「JCBの提携会社」という。）が問い合わせ対応、ポイント管理、およびJ-POINTプログラムのサービス提供上必要な事務を行うため、JCBデビット会員規約（個人用）に規定される会員については、住所、氏名、電話番号、会員番号、ポイント残高、会員の種別、ポイント有効期限、商品交換申込履歴、その他ポイントに関連する情報を、JCBデビット会員規約（法人用）に規定される法人会員については、住所、法人名・代表者名、電話番号、会員番号、ポイント残高、会員の種別、ポイント有効期限、商品交換申込履歴、その他ポイントに関連する情報を、共同利用することに同意するものとします。JCBの提携会社はJCBカードサイト（<https://www.jcb.co.jp/r/riyou/>）にてご確認いただけます。」

3.本規定第3条第2項を以下のとおりに変更します。

「2.当社は、カードごとに、標準期間（前月16日から当月15日までの期間をいう。以下同じ。）の会員のポイント付与の対象となる各ショッピング利用代金額を各ポイント算定基準額で除した数（小数点以下まで計算されます。）を合算して算出した数（小数点以下切り捨て）の通常獲得ポイントを標準期間の末日の翌月1日に本会員等に付与します。（以下、ポイントを付与する日を「ポイント付与日」という。）また、両社所定のカードについては、標準期間およびポイント付与日が異なるものがあります。なお、事務処理上の都合により、ポイント付与日が遅延したり、変更になることがあります。」

4.本規定第3条第4項の規定はデビットカードの会員には適用されません。

5.本規定第3条第5項を以下のとおりに変更します。

「5.加盟店から、当社、JCB、JCBの提携会社、またはJCBの関係会社に対する売上確定情報の到達が遅延するなどした場合、ポイント付与日は、当社に売上確定情報が到着した日が属する標準期間の末日の翌月1日となります。」

6.本規定第4条を以下のとおりに変更します。

「海外現地通貨引き出しサービスにより引き出した金額および金融機関利用料、JCB会員規約に定める手数料、費用（年会費など）、および一部のデビットショッピング利用代金（各種電子マネーチャージ利用代金、募金の利用代金など）（以下総称して「付与対象外代金」という。）については、ポイント付与の対象外となります。また、当行またはJCBが指定するデビットショッピング利用については、第3条第1項に定めるとおり、ポイント算定基準額が200円以外の金額となる場合があります。JCBが指定する付与対象外代金およびポイント算定基準額が異なる利用代金の最新の情報については、JCBカードサイト（<https://www.jcb.co.jp/pop/excluding.html>）をご参

照ください。付与対象外代金およびポイント算定基準額が異なる利用代金の対象は変更または追加される場合があり、この場合、事前に公表または通知します。また、両社所定のカードについては、上記以外の付与対象外代金およびポイント算定基準額が異なる利用代金が存在する場合があります。詳細は各ご利用ガイドをご参照ください。」

7. 本規定第6条を以下のとおりに変更します。

「付与されたポイントの残高は、会員専用WEBサービス「MyJCB（マイジェーシービー）」および電話（商品申込・カタログ請求ダイヤル）にて確認いただくことができます。なお、確認できるポイントの残高は、その時点における最新情報ではないことがあります。」

8. 本規定第8条第2項を以下のとおりに変更します。

「2. 前項に定める会員の範囲は、個人カードは本会員および家族会員の利用代金、法人カードは法人会員および全てのカード使用者の利用代金とします。」

9. 本規定第8条第3項を以下のとおりに変更します。

「3. 加盟店から当社、JCB、JCBの提携会社、またはJCBの関係会社に対する売上確定情報の到達が遅延するなどした場合、当社に売上確定情報が到達した日が当該年度内に間に合わなかった場合には、第1項にかかわらず、当該年度の利用代金の合計金額の集計対象となりず、翌年度の利用代金の合計金額の集計対象として取り扱われる場合があります。」

10. 本規定第8条第4項を以下のとおりに変更します。

「4. J-POINTボーナスは、第1項に定める利用代金の合計金額が達成基準金額に到達した日が含まれる標準期間の末日の翌月12日に付与されます（例えば、2026年1月16日から2026年2月15日の標準期間内に達成基準金額に到達した場合、2026年3月12日にポイントが付与されます。）。ただし、前項第1文に該当する事由が発生した場合、当社に売上確定情報が到達した日を基準として利用代金の合計金額が集計されて達成基準金額への到達有無が判定されるため、ポイント付与日は翌月以降となります。」

11. 本規定第8条第6項を以下のとおりに変更します。

「6. 本会員等が両社の承諾に基づき、同一のカード契約内において会員区分の変更（JCB会員規約に基づくものをいい、異なるカード契約を新たに締結する場合は含みません。以下同じ。）をした場合であって、当該変更の結果、会員のカードがJ-POINTボーナス対象カードではないカード（以下「J-POINTボーナス対象外カード」という。）からJ-POINTボーナス対象カードに変更された場合、会員区分の変更の効力が発生した日（両社内において、会員区分の変更の登録を行った日をいい、本会員等が会員区分の変更の希望を申し出た日や本会員等に新たなカード等が届いた日等とは異なります。以下、本条において同じ。）から第1項の利用代金の集計が開始されるものとし、会員区分の変更前の利用代金額は集計の対象とはなりません。」

12. 本規定第9条第1項を以下のとおりに変更します。

「1. JCBデビットカードにおけるポイントを特典と交換ができる会員、および交換できるポイントの範囲は下表のとおりです。

適用会員規約	交換できる会員 (以下「交換可能会員」という。)	家族会員ならびに カード使用者の交換の根拠	交換できるポイントの範囲
JCBデビット会員規約（個人用） および指定口座振替特約	本会員および 家族会員	家族会員の交換は、本会員から 授与された代理権による	第3条第1項、第3項に基づき本会員 に付与されたポイント
JCBデビット会員規約（個人用） および指定口座振替特約	本会員	—	第3条第1項、第3項に基づき本会員 に付与されたポイント
JCBデビット会員規約（法人用）	法人会員および カード使用者	カード使用者による交換は、 法人会員から授与された代理権による	第3条第1項、第3項に基づき法人 会員に付与されたポイント

なお、家族会員およびカード利用者は本会員等から授与された代理権に基づき、月ごとの獲得ポイント数およびポイント詳細、使用済みポイント数、失効ポイントおよび失効予定ポイント数を確認することができます。」

13. 本規定第9条第3項を以下のとおりに変更します。

「3. ポイントは、JCB所定の次の各号の特典と交換することができます。

(1) 現金等価物への交換（デビットショッピング利用代金を引き落とす預金口座に当該金額を入金する方法により特典を交付します。本号に基づく約定支払額の減算のことを「キャッシュバック」という場合があります。この場合、(2)号と異なり、個別のショッピング利用代金が減額されるわけではありません。）

(2) 次条に基づき提携先ショッピングの支払代金の全部または一部に充当することが可能な現金等価物への交換（この場合、当該現金等価物は個別のショッピングの支払代金に充当されます。）

(3) JCBが公表する各種他社ポイント、商品券等への交換

(4) JCBが公表するその他の商品への交換

附則

1. Oki Dokiポイントプログラム利用規定（以下「改定前規定」という。）からJ-POINTプログラム利用規定（以下「改定後規定」という。）への改定は、2026年1月12日（以下「効力発生日」という。）をもって効力が生じるものとします。

2. 改定前規定に基づき本会員等に付与されたOki Dokiポイント（以下「旧ポイント」という。）は、効力発生日をもって、改定後規定に基づくJ-POINT（以下「新ポイント」という。）に自動的に移行され、本会員等は改定後規定に基づき新ポイントを利用できます。なお、旧ポイントのボーナスポイントは、新ポイントのボーナスポイントに自動的に移行されます。

3. 前項に基づく旧ポイントから新ポイントへの移行の換算レートは、旧ポイント1ポイントあたり新ポイント5ポイントとなります。

4. 第1項にかかわらず、改定後規定第8条に基づくJ-POINTボーナス制度の初年度（2025年12月16日から2026年12月15日までの年度）の利用代金の集計は、2025年12月16日以降の利用代金が集計対象となります。

5. 改定後規定第13条第1項に定める「ポイント付与日」は、改定前規定に基づき本会員等に旧ポイントが付与された日を指すものとします。第2項に基づき新ポイントに移行された日ではありません。

（JPT777・20260112）

●(株)おきなわフィナンシャルグループのグループ間の共同利用について

当社は、以下のとおり、個人情報保護法に基づく個人データの共同利用を行っております。但し、別途法令等により共同利用が禁止または制限されている場合には、その法令等に従います。なお、特定個人情報については、お客様の同意の有無に問わらず、共同利用いたしません。

1. 共同利用する個人データの項目

(1) お客様個人に関するデータ

氏名、住所、生年月日、電話番号等の連絡先、E-mailアドレス、職業、勤務先、勤務先電話番号、勤務年数、投資に関する知識、経験、年収、資産内容、負債内容、家族構成等

(2) お取り引き状況に関するデータ

各種お客様番号、各種口座番号、各取引履歴、各取引残高、各勘定科目残高、各種勘定科目残高推移、債務者概況、債務者区分、保証人状況、担保明細等

(3) お客様から記入いただいた契約書等

契約書、約定書、依頼書、伝票等、各種申込書に記載された情報

(4) お客様から提出いただいた資料等

- 本人確認資料、税務申告書、各種認可証書、登記簿謄本、各種証明書、決算書等に記載された情報
(5)その他お客さまに関する取得した情報（お取り引きニーズ、お客さまからお伺いした内容等）
(6)株主名簿および株式保有状況に関する情報
(7)その他与信判断およびリスク管理に関する情報

2.共同利用者の範囲

（株）おきなわフィナンシャルグループならびに（株）おきなわフィナンシャルグループの有価証券報告書等に記載される連結子会社および持分法適用関連会社、但し、別途法令等により個人データの授受に関して、お客さまの同意が必要とされる場合は、当該法令等に則り同意を得たうえで共同利用します。

2025年10月1日現在、共同利用を行う会社の名称は以下のとおりです。

株式会社おきなわフィナンシャルグループ、株式会社沖縄銀行、株式会社おきぎんリース、株式会社おきぎんジェーシーピー、おきぎん証券株式会社、株式会社おきぎんシステムソリューションズ、おきぎん保証株式会社、おきぎんビジネスサービス株式会社、美ら島債権回収株式会社、株式会社おきぎん経済研究所、株式会社みらいおきなわ、株式会社おきぎんサクセスパートナーズ

3.利用目的

- (1)当社グループの各種商品やサービスのご提案のため
- (2)当社グループにおける市場調査、並びにデータ集計・分析やアンケート実施等による商品やサービスの研究・開発およびご提案のため
- (3)取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、新商品・サービスに関する広告のために利用するため
- (4)当社グループにおける総合的なリスク管理のため
- (5)グループの連結決算処理のため
- (6)その他、当社グループにおいてお客さまとのお取り引きを適切かつ円滑に履行するため

4.個人データの管理について責任を有する者の名称

沖縄県那覇市久茂地3丁目10番1号
株式会社おきなわフィナンシャルグループ
代表取締役社長 山城 正保

(KD027000・20251001)